

平成17年第2回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成17年12月6日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 3時27分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(31名)

1番	田村明光君	2番	粥川章君
3番	神田壽昭君	4番	岡崎治夫君
5番	柿崎由美子君	6番	池田亨君
8番	谷口隆徳君	9番	川崎毅君
10番	小池浩美君	11番	秋山武四郎君
12番	山居忠彰君	13番	坂本勝己君
14番	小貫勝太郎君	15番	富長俊磨君
16番	山田道行君	17番	熊田庄一君
18番	安藤康夫君	19番	寺下亘君
20番	遠山昭二君	21番	岡田久俊君
22番	齋藤敏一君	23番	長南尚君
24番	阿部豊吉君	25番	近藤礼次郎君
26番	菅原清一郎君	27番	穴井芳明君
28番	斉藤昇君	29番	田宮正秋君
30番	中村稔君	副議長 31番	牧野勇司君
議長 32番	西尾寿之君		

欠席議員(1名)

7番 早川龍男君

出席説明員

市長 田苅子進君 助 役 相山愼二君

助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 会長	吉 田 博 行 君
市 民 部 長	安 川 登 志 男 君	保 健 福 祉 部 長	杉 本 正 人 君
経 済 部 長	佐 々 木 幸 二 君	建 設 水 道 部 長	遠 藤 恵 男 君
朝 日 総 合 支 所 長	城 守 正 廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙 課 長	石 川 誠 君
財 政 課 長	三 好 信 之 君		

市立土別総合
病院事務局 会長 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 会 長	佐 々 木 正 雄 君	教 育 委 員 会 長	朝 日 保 君
-------------	-------------	-------------	---------

教 育 委 員 会 長	佐 々 木 文 和 君		
-------------	-------------	--	--

農 業 委 員 会 長	松 川 英 一 君	農 業 委 員 会 長	石 川 通 広 君
-------------	-----------	-------------	-----------

監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 会 長	横 山 日 出 夫 君
---------	-----------	-------------	-------------

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	辻 本 幸 慈 君	議 会 事 務 局 事 務 局 長	岡 田 成 治 君
議 会 事 務 局 長	藤 田 功 君	議 会 事 務 局 幹 事 局 長	近 藤 康 弘 君
議 会 事 務 局 主 査	浅 利 知 充 君	議 会 事 務 局 幹 事 局 主 査	岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開議)

議長(西尾寿之君) ただいまの出席議員は30名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(西尾寿之君) ここで、諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 報告申し上げます。

初めに、議員の欠席及び遅参についてであります。7番 早川龍男議員から欠席、25番 近藤礼次郎議員から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

平成17年第2回定例会諸般の報告(第2号)

1. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査結果報告 8月(旧土別市・旧朝日町)、9月、10月分

議長(西尾寿之君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで質問通告書を提出された議員は15名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

10番 小池浩美議員。

10番(小池浩美君)(登壇) 一般質問を行います。

初めに、新型インフルエンザについて何点かお聞きいたします。

極めて毒性の高い高病原性ウイルスH5N1型の鳥インフルエンザが東南アジアだけでなく世界中に広がっています。現在鳥インフルエンザの感染が確認されているのは22カ国、うち鳥から人への感染はベトナムや中国など5カ国で確認され、67人が亡くなっていると報道されています。H5N1型ウイルスが鳥から人へと感染し、それが人から人へと感染する新型ウイルスに変異した場合を想定して、世界中が危機感を持って真剣に対応策を考え取り組んでいることは御承知のとおりです。

日本でも昨年1月山口県で鳥インフルエンザが発生し、続いて大分県や京都でも発生しています。感染で死んだり、感染拡大を防ぐために殺された鶏などの家禽はアジアを中心に1億5,000万羽以上と言われていています。渡り鳥のような野鳥や水鳥がウイルスを運び、それが鶏に感染し、鶏から鶏へ次々と感染を広げていく過程で強力な毒性を持つ高病原性ウイルスに変わっていく仕組みが明らかになっています。したがって、市民に対してあらぬ不安をかき立てる

ことなく、科学的な説得力を持った説明や、市民ができて得る予防策などを知らせていく必要があると考えます。

そこでお聞きしますが、鶏を飼っている人やペットとして鳥を飼っている人などに対する感染の予防策や、また発生したときの対応策などはどのようにしているのでしょうか。

また、多寄の白鳥の宿においても何らかの方策をとるべきと考えますが、いかがでしょうか。

そして、これらの情報はきちんと市民に知らせていくべきだと考えますが、お考えをお聞かせください。

世界においては、人から人への新しいウイルスが発生し、より危険な新型インフルエンザが大流行するのではないかとの危機感から、国際的に各国が協力して感染拡大を防ごうと動きだしています。11月中旬に韓国で開かれたアジア太平洋経済協力会議 A P E C では、鳥インフルエンザ感染拡大阻止のための行動計画がまとめられたと報道されています。世界銀行は10億ドル、約1,200億円規模の基金創設を表明しています。各国では真剣に対策に取り組んでおり、鶏やアヒルへのワクチン接種、治療薬タミフルの増産、ワクチン製造技術の開発、対策基金の設置など、いろいろな対策が講じられています。

日本では、11月14日に厚生労働省が新型インフルエンザ対策の行動計画を発表しています。更に11月30日には、都道府県の感染症担当者を集めての会議を開いて国の行動計画を説明しています。

そこで、国の行動計画とはどのようなものなのかお知らせください。

また、地方自治体は国の行動計画を受けて自治体独自の行動計画を策定するのかどうかもお聞かせください。

次に、流雪溝のふたにかかわってお聞きいたします。

流雪溝のふたは、高齢者だけでなくそれを開閉する市民にとっては重くて扱いにくいものになっているのではないのでしょうか。除雪のときのふたの開閉がづらいので、軽いものに変えてほしいという声が少なくありません。

本年度、砂川市では、国道12号線沿いの流雪溝459カ所のふたのうち343枚を軽量なふたと取りかえる工事を実施し、23キログラムと28キログラムの2種類のふたをそれぞれ5キログラムと6キログラムの軽量なふたに取りかえています。

そこでお聞きしますが、本市の流雪溝のふたは何枚あるのでしょうか。そして1枚のふたの重さはどれほどなのでしょう。利用されていない流雪溝を除いて、常時利用されている流雪溝のふたを計画的に軽いものとかえていくことを求めますが、お考えをお聞かせください。

次に、市立病院についてお聞きいたします。

産科の医師が派遣されなくなってまだ日が浅いというのに、泌尿器科の医師も引き揚げられ、次はどの科の医師がいなくなるのかと市民の不安は大きいものがあります。医師不足によって、診療科目が減っていくことは地域の総合病院として成り立たなくなることを意味するのではないかと危惧するものです。医師を初め、看護師、技師、薬剤師、その他の専門職員など総合病

院経営に当たっての人的体制は充実しているのでしょうか。法律上の数を満たしたからといって、現実の場面では全く充足していないということもあるでしょうし、かつかつの人員配置では職員が研修する時間も取れないということも考えられます。また、療養病棟での看護師の夜勤状況は患者30人に対して看護師1人と看護助手2人で対応していますが、果たして十分な対応ができていいのか心配です。正規職員、臨時職員、パート職員、合わせて415人もの働く人を抱えている市立病院ですが、総合病院として機能する十分な体制ができていいのかどうか、お聞かせください。

次に、大腸がんや胃がんなどの精密検査を受けるための準備の部屋についてお聞きします。

検査を受ける人は、初めに2階外来の処置室の一隅に集められます。この部屋は、外来の患者が採血をする部屋でもあり、常に患者が出入りしています。検査を受ける人は、胃や腸をきれいにするためにそこから外来の待合室を歩いて何度もトイレに行かなければなりません。がんの精密検査などだれも喜んで受けに来てはいませんし、不安がいっぱいであり、また検査に来ていることを他人に知られたくもありません。こういうときこそ、個人情報を守ってほしいものです。

私は、これらの精密検査前の準備を受ける部屋をトイレが近くでもっと静かで落ち着ける、安心して受けることのできる場所にするべきだと考えます。例えば、隣の保健センターの人間ドックを実施する3階を使うなど、医師や看護師の都合ではなく患者の立場に立つて場所を設定することを求めるものですが、お考えをお聞かせください。

次に、病院内での携帯電話の使用についてお聞きしますが、一般的には病院内での携帯電話の使用は禁止されているようです。しかし、最近名寄市立総合病院では、指定区域内での使用ができるようになったと報道されています。

そこでお聞きしますが、携帯電話の医療機器への影響はどのようなものがあるのでしょうか、お聞かせください。

士別市立病院では1階の玄関を入ってすぐにある電話ボックスコーナーでの使用は可能になっていますが、私は一番携帯電話を使う必要があるのは入院されている方ではないかと思いません。家族との連絡や仕事上の打ち合わせなど、携帯は必要なものだと考えます。

そこで、名寄市立病院にならって使用できる区域を決め、その他のところでの使用禁止を徹底させてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、後発医薬品の使用についてお聞きします。

後発医薬品は、先発品と比べ半額程度であり、厚生労働省は医療費を抑えるために安い後発品の使用を積極的に推進しています。国立病院での使用を奨励し、実際に採用が進んでいます。国立長野病院では、年間4,000件使われる造影剤を後発品に切りかえて年間2,000万円もの削減ができ、薬剤費全体の削減額は1億円に達するだろうと報告されています。

一方では、日本医師会などは効果に信頼が持てない、副作用や安全性が心配などの理由で使用することには消極的な態度です。後発医薬品の積極使用について、平成14年第2回定例会に

において齊藤 昇議員が取り上げていますが、そのときの御答弁では、使用薬品1,361品目のうち55品の使用で、わずか4%の使用率でした。また、今後薬事委員会で検討していくとの答弁でもありました。

そこでお聞きしますが、齊藤議員が質問した平成14年6月から今日までの3年5カ月で後発医薬品の使用は増えたのでしょうか。どれほどの使用増加なのでしょうか、お知らせください。

また、それらが先発品だとしたら金額にしてどれほどの削減となるのでしょうか、お知らせください。

更に薬事委員会では、どのような検討がなされたのでしょうか。積極的に薬品を後発品に切りかえている病院などから実態を聞いたりして、研究したのでしょうか。そして今後の方針の結論は出たのでしょうか、お聞かせください。

医療費を大幅に削減し、患者の薬代も軽減されることを考えると、積極的に使用するべきであり、後発品の使用について先進的な病院から学び、研究し、本気で取り組む体制をつくって進むべきだと考えます。

最後に、庁舎及び公共的施設での禁煙についてお聞きします。

朝日総合支所内のたばこ自販機及び市庁舎の保健福祉部側の玄関にあるたばこ自販機の設置は、たばこ事業法第23条第3号に違反しているのではないかと考えます。したがって、直ちに撤去することを求めますが、お考えをお聞かせください。

庁舎や公共的施設では分煙が進んでいるとは思いますが、朝日総合支所や教育委員会及び博物館などの教育委員会関係施設も含めて、市役所関係施設での喫煙実態は現在どのようになっているのでしょうか。また、喫煙の時間は昼休みだけなのでしょうか。それともいつでも喫煙のために席を外せることになっているのでしょうか。それらを含めて実態をお知らせください。

分煙とはいえ、排煙機も強力な換気扇もない、小さくて狭い喫煙室もあるようですが、これでは一層健康悪化を促進するだけですし、火気の面でも危険だと思います。三好町に倣って市庁舎内の各喫煙室を1カ所にして、排煙機を置き、空気流通のよい広い空間を職員や来庁者の共通の喫煙室として設置してはいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

また、公用車の中にはたばこのにおいがひどいものがあります。いつもきれいに洗車をして外観はぴかぴかにしていても、室内がたばこのにおいでぷんぷんでは情けないものがあります。喫煙しないものには不快きわまりありません。不特定多数が利用する公用車内では、喫煙はしないようにするべきだと思いますが、お考えをお聞かせください。

職員の研修事項にたばこの害毒についての学習を取り入れて、市立病院の医師などを講師に勉強してほしいと思います。特に管理職クラスが率先して勉強するべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

私は、議員になってからずっと公共の場や非喫煙者のいる場での禁煙を訴え実現を求めてきました。がんを初め心筋梗塞、脳卒中などの生活習慣病を引き起こす最も大きな原因がたばこであり、受動喫煙によるリスクが大きいことは世界の常識となっています。最近厚生労働省は、

喫煙をやめられない人をニコチン依存症という病気としてとらえ、医師による禁煙指導を治療とみなして医療保険の給付対象とする方針を出しました。その背景には、生活習慣病や肺がんなどによる医療費の伸びを抑制することにあることは、理事者の皆さんは十分御承知のことと思います。

9月1日の合併記念式典で子供たちが高らかに宣言した健康・スポーツ都市宣言、その宣言を御記憶でしょうか。私たち土別市民は、一人一人が健康に心を使い、生涯を通してスポーツに親しみ、健全な心と体を鍛え、人と大地が躍動する健やかな町を築くため、ここに健康スポーツ都市を宣言します。宣言をただの飾りとせず、健やかな町を本気で実現する気概を持って市政に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えいたします。

最初に、私から市立病院に関する質問のうち、医師対策にかかわる事項について申し上げ、市立病院のその他の項目、流雪溝、新型インフルエンザ、禁煙に関する質問につきましては、各担当部長から答弁を申し上げます。

市立病院の医師を初めとする人的体制の充実について申し上げますが、地方の大学病院の医師の不足が深刻さを増している中で、公立病院における医師確保の問題が今大きな社会問題となっております。

さきの行政報告でも申し上げましたが、全国自治体病院の危機突破大会でもこのことを主要テーマとして大会決定を直ちに行い、厚生労働省の同関係の機関にそれぞれ強く要望がなされたところであり、この医師確保の問題は、平成16年度から実施されている医師の初期研修制度と大きなかわりがあり、医師免許取得後研修に入る医師は自由に研修病院を選択できることから、都会にある病院やむしろ待遇が少しでもよいような民間病院などを選択する傾向が今強くなってきております。

このために本市の市立病院を初めとする病院の主な医師の派遣先であります旭川医科大学では、研修医師が定員の3割程度しか集まらない状況となっており、医局内の医師不足が顕著にあらわれており、地方の病院に医師を派遣する余裕がなくなっているのが現状のようであります。このような状況を反映して、先月には旭川医科大学の泌尿器科より市立病院に対し、来年4月から固定医の派遣が困難なため週2回出張医を派遣するとの通知があったところであります。

この対応策といたしましては、当面は出張医で対応し、救急患者に対する体制整備を整える中で地域住民の方々の診療に配慮することとされたところであります。しかしながら、固定医師の確保の問題は、病院にとりましては地域医療の充実を図るだけでなく病院経営の面からも重要な課題となっておりますので、今後とも関係機関並びに関係大学に対しまして一層要請活動を展開してまいりたいと考えております。

以上、医師対策に関する事項について私からの答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 藤森市立病院局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君）（登壇） 私から市立病院における医師、看護師などの人員配置、患者の立場に立った検査、携帯電話の使用、後発医薬品の使用についてお答えを申し上げます。

初めに、市立病院における医師、看護師等の人員配置についてであります。

まず、医療法に基づく標準医師数についてであります。直近3カ月の患者数をもとに算定した結果、標準医師数は32名となっており、11月末の医師数は25名でありますので7名の不足となっているところであります。

なお、コメディカルと呼ばれる薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士などにつきましても法定配置数を上回っており、看護師におきましても法定配置数を上回っている現状にあります。しかしながら、看護現場におきましても医療の高度化と高齢化社会という時代背景から、密度の濃い治療内容に対応した補助業務の増加、高齢者の増加に伴う看護観察業務のほかに介護業務にも時間がかかるようになってきております。このほか、看護職員の産前産後休暇者や育児休業取得者も年間5人から6人前後に達するため、その子育て支援と職場環境の改善も考えていかなければなりません。このようなことから、看護現場におきましても法定配置数を上回っており、三交代による2対1看護の配置基準に適合しておりますが、病欠者や中途退職者が出ることから決して余裕がある配置とはなっていないのが実状であり、現在においても看護師については随時職員を募集している状況にあります。

次に、夜勤体制についてであります。外来部門においては医師当直者や課長当直者とともに看護師2名による当直体制をとっており、各病棟については2人から3人体制による準夜勤務と深夜勤務体制をとっております。このうち2階東にあります療養病棟につきましても、看護師1名と看護助手2名による夜勤体制をとることで国の基準を満たしているところであります。

次に、患者の立場に立った検査体制の実施についてであります。

お話にありましたように、胃や腸の内視鏡検査に当たりましては、一般外来の2階処置室において検査のための諸準備を行ってから2階内視鏡室において検査を行っております。この間のトイレの使用は一般外来用及び検査室前を利用しておりますが、一般の来院患者さんに顔を合わすことやトイレまでに距離があることから御不便をおかけしているところであります。

このようなことから院内においても諸検査のあり方については種々検討を加えているところであり、早い時期に院内の諸検査に対応する検査センターを立ち上げ、人員配置を行った上で今後の検査の実施方法などについて検討を図ってまいりたいと考えております。

そこでお話のありました患者の立場に立った検査場所の設定についてであります。市立病院の建物につきましてもかなり現在手狭な状況となっております。構造上からも今すぐにトイレを備えた検査室などを確保することは困難な状況にあります。長期的な考えに立ちまして適切な検査場所の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、病院内における携帯電話の使用についてであります。

一般的に携帯電話が医療機器に対して影響を与えられ考えられるものとして、輸液ポンプ、無線テレメーター、体外式及び埋め込み式ペースメーカー、ベッドサイドモニター、低圧持続吸引機などがあります。簡易的な実験結果をしてみると、いずれの場合にも医療機器に20センチ以内に近づけることによりその影響が出るという結果が出ており、その中でもペースメーカーについては特に注意を要すると言われております。

しかしながら、これらの影響については医療機器に非常に近い場所で携帯電話を使用した場合に限られており、最近では携帯電話の使用制限は解除する病院も多くなってきております。

このため市立病院におきましても従前から1階の公衆電話ボックスにおいてはその使用を認めてきたところでありますが、今後実施することになっております病院の一部改修に合わせまして基本的なマナーの徹底を図りながら病棟も含めその使用場所の拡大を図ってまいりたいと存じます。

次に、後発医薬品の使用についてのお尋ねであります。

この件につきましては、平成14年6月に斉藤 昇議員からの質問に対し、院内組織である薬事委員会での協議を行いながら可能なものから対応していく旨の答弁をした経過があることから、早速同年9月病院内において医師を対象として後発品に対するアンケート調査を実施し、後発品の意識調査を実施したところであります。その結果、当院と取引のある信頼できる薬剤メーカーの後発品を処方したい、穏やかな薬効の薬品を後発品に切りかえてはどうか、外用材を中心に選択してはどうか、誤薬を防ぐという意味で救急診察室に配置する薬は避けてほしいなどの意見が出されたところであります。これらの意見を踏まえ、当院といたしましては取引関係にある製薬メーカーの薬品のうち、切りかえ可能なものについて順次後発品への切りかえを行ってきたところであります。現在では、品目数にして95品目、採用割合にして6.7%を採用した結果、この割合は外来処方箋の約3割となっており、道内市立病院22施設中品目数で7番目、採用割合では4番目となっております。

そこでお尋ねのありました後発品の使用にかかわる削減額についてであります。外来患者のほとんどが院外処方となっていることから正確な数字では申し上げられませんが、平成16年度における院内処方分では623万円程度が減額になっており、院外処方分を合わせますと約2,150万円程度が減額になっているものと思われまます。

また、この後発品の使用に当たりましては、北海道公立病院薬局長会議において毎年議題として取り扱われておりまして、その結果をもとに市立病院においても薬事委員会を開催し検討してきたところであります。

今後におきましても、患者の皆様が安心して治療が受けられるよう医薬品の製造、流過程程においての安定供給がされること、安定した服薬効果が期待されること、安全性や使用法の情報が常に提供されていることなどを勘案しながら後発品の使用について取り組んでまいりたいと存じます。

以上を申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から禁煙対策についてお答え申し上げます。

まず、本庁及び朝日総合支所におけるたばこ自販機の設置についてであります。

いずれのたばこ自販機もたばこ事業法第22条の規定に基づき、小売販売の許可を受けて庁舎内に設置しているもので、議員のお話にありました同法第23条第3号の規定に基づくたばこ事業法施行規則第20条に定められております未成年者の喫煙防止の観点においては、十分管理監督ができ得る場所に設置いたしているところであり、御指摘のような違法性はないものと判断いたしておりますが、未成年者に対するたばこの購入防止の措置など行政としても十分配慮いたさなければならないことから、事務所内における自販機の設置場所が現状において適切なのかどうか、また他に移設が可能かどうかを含め今後検討いたしてまいりたいと存じます。

次に、全部署内における喫煙実態についてであります。

平成15年5月に施行された健康増進法の趣旨も踏まえ、喫煙による健康への影響に関する社会的関心が高まる中で、受動喫煙を防止する観点から可能な限り喫煙室の設置に当たってきたところであります。

そこでこの現状についてであります。全81部署中独立した喫煙所を設置しているものが本庁内では1階の保健福祉部と2階、3階を初め総合支所、教育委員会事務所、生涯学習情報センターなど10部署、その他の部署にあっては施設の構造上の問題などにより独立した喫煙室の設置が難しいことから喫煙コーナーの設置により分煙対応を行っている状況にあります。また、学校等教育関係施設やスポーツ施設は施設内全面禁煙としており、同様の措置をいたしている部署は保育所、児童館、市立病院、保健福祉センターなど16部署となっております。

更に勤務時間中における喫煙についてであります。現状では特に喫煙タイム等の設定はいたしておりません。あくまでも喫煙者個々の判断により喫煙をいたしておるところであります。過去において禁煙タイムを実施した経緯もありますことから、今後この導入も視野に入れどのような方法により実施することが適当なのか十分検討いたしてまいりたいと考えております。

次に、本庁舎内の喫煙室を1カ所にすべきとのこととあります。

庁舎内各階における分煙対策については前段でお話申し上げたとおりであります。喫煙室や喫煙コーナーには換気扇やミニ吸煙機を設置し、排煙対策を講じておりますし、火気の取り扱いについても喫煙者相互において当番制でこの管理に当たるなど、防火の徹底に努めるよう指導いたしているところとあります。これらの喫煙所は、喫煙される来庁者も利用されておりますし、特に施設利用者が多い市民文化センターでは大型の排煙機を設置した喫煙コーナーを設け利用いただいている状況にあります。これが庁舎内において1カ所となりますと、使用する職員のみならず来庁される方々へも御不便をおかけすることになるのでなからうかと考えますし、何よりも本庁舎の現状では専用の喫煙室として転用するスペースの確保が難しく、受動

喫煙を完全に防止する施設、設備を新たに設置することとなりますと多額の経費を要することとなります。こうしたことから、現時点におきましては喫煙室を1カ所といたすことは多くの課題がありますことから、現状の体制で喫煙対応に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、公用車使用時における禁煙の励行についてであります。

車内における喫煙にありましては、非喫煙者に気を配ることは喫煙者にとっては最低限遵守すべきマナーでもあり、互いに同乗者に気を配ることが必要であります。こうしたことから、非喫煙者に十分配慮し、公用車内の喫煙に当たっては極力控えるよう喫煙する職員に周知いたしてまいります。

最後に、職員研修を通じてたばこの害に関する学習会を開催してはとのことですが、この喫煙対策を円滑に推進するためには、まずは喫煙者と非喫煙者の双方が相互の立場を十分に理解することが必要であると考えております。お話にありましたように、受動喫煙による健康への影響など喫煙対策に対する意識の高揚を図ることは重要であり、これまでも定期健康診断の際には喫煙者に対し禁煙の指導がなされておりますし、喫煙がもたらす健康への影響については喫煙者みずからが十分承知していることは考えますが、職員の健康を確保するため労働衛生管理の立場から非喫煙に向けて意識の高揚に努めてまいります。

以上申し上げて、答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、新型インフルエンザの対応についてお答えいたします。

今や世界的に発生が懸念されております新型インフルエンザは、従来人に感染しなかった鳥インフルエンザウイルスの性質が変異することによって人へ感染するようになり、更に人から人へ感染するようになったウイルスによって起こるインフルエンザが新型インフルエンザと言われております。

過去の新型インフルエンザとしましては、1918年にスペインインフルエンザ、1957年にアジアインフルエンザ、1968年に香港インフルエンザ、更に1977年にソ連インフルエンザが流行しております。これらはいずれも世界的に流行し、多くの方が死亡しており、例えばスペインインフルエンザにおいては世界で2,000万人、我が国では約39万人の死者数が推計されております。

近年東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行して、このウイルスが人に感染しており、新型インフルエンザの発生が危惧されておりますことから、世界保健機関による世界インフルエンザ事前対策計画が策定されたところであります。この鳥インフルエンザの人への感染状況としましては、本年11月17日現在、世界保健機関のまとめによりますとベトナムを初めアジアの5カ国で人への感染数は130名に至っており、そのうち死者数が67名と報告されております。各国では、人から人へ感染する新型インフルエンザの出現に警戒を強めており、こ

れが世界的に流行した場合、日本だけで患者は2,500万人に上ると推計されております。

そこで鶏やペットとして鳥を飼っている人などに対する予防策と発生したときの対応策についてのお尋ねであります。国立感染症研究所感染症情報センターによりますと、国内での鳥インフルエンザの発生によって飼育している鶏や小鳥が直ちに危険だということではなく、予防策としては清潔な状態で飼育し、インフルエンザウイルスを運んで来る可能性がある野鳥を近づけない対策や、ウイルスに感染しているかもしれない鳥やその排泄物に触れた後には手洗いとうがいをすることにより感染を防ぐことができるとされております。更に鶏やペットの健康状態に異常があった場合には、直ちに近くの獣医師に連絡して診察を受けるとともに、飼い主が身体に不調を感じた場合につきましても早期に医療機関を受診することが大切なことでもあります。

また、新型インフルエンザの予防についても、通常のインフルエンザ対策と同様に基本的な対策として外出後のうがいや手洗い、マスクの着用、流行地への渡航、人ごみや繁街地への外出を控えるなどといった対策が有効とされておりますことから、これらの情報につきましては今後広報紙などを通じ逐次市民に情報を提供してまいりたいと考えております。

次に、多寄の白鳥の宿を訪れる方々への予防策についてであります。日向白鳥の宿には、毎年春と秋に約3,000羽を超える白鳥が飛来し、市内外から家族連れなど多くの見学者が訪れてきております。

お話のように、鳥インフルエンザについては野鳥や水鳥などから人への感染が懸念されておりますことから、早速日向白鳥を守る会とも協議をいたしまして、鳥や排泄物には触れない、また誤って触れた場合には手洗いの励行やうがいをすることなどの注意書きの看板を設置し、鳥インフルエンザの予防対策について注意を促したところでございます。

次に、厚生労働省が策定した新型インフルエンザ対策の行動計画の内容と地方自治体の行動計画策定についてのお尋ねであります。さきに述べました世界保健機関による世界インフルエンザ事前対策計画の策定を受け、これに準じて我が国においても本年11月14日に新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、公表されたところであります。

行動計画について、厚生労働省では具体的な対策については実施マニュアルを順次作成していきたいとしており、この計画では鳥と人の感染の有無、国内外での感染の有無によって6段階に分類されておりますが、我が国は人から人への感染は基本的になく、つまり国内では発生をしていないとする第3段階にあります。

この段階での計画の主な内容につきましては、海外渡航者に対する注意の喚起、国内飼育家禽の鳥インフルエンザの発生防止対策の徹底、ワクチンの大量生産体制づくり、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の開始、診療に当たる指定医療機関の整備及び医療機材等の確保、鳥インフルエンザの発生国に在留する邦人及び個人向けの情報提供などとなっております。道ではこれを受け、年明けにも独自の行動計画を策定することとしております。

そこでお尋ねの地方自治体における行動計画の策定でございますが、現在小樽市では東南ア

ジア地域を中心に海外から多数の観光客が集まり、船舶入港も多く、新型インフルエンザウイルスが持ち込まれる可能性が高いことから、初動での感染防止対策として道内の自治体で初めて市の保健所が行動計画を策定いたしております。

我が国も鳥インフルエンザの感染地域でありますことから、当市においても予断を許されない状況にあると認識しておりますが、こうした感染症につきましては広域的、専門的事由からこれまでも保健所が主体となって対策を講じてきております。

そこで行動計画の策定についてであります。さきに申し上げました道の行動計画により保健所から市町村の役割が示されてまいりますので、今後は策定される道の行動計画に基づき名寄保健所の指導を受けながら関係機関とも連携を図り、情報を迅速に提供するとともに市民の健康管理に万全を期してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から、流雪溝のふたの取りかえについての御質問にお答えをいたします。

最初に、流雪溝の概要について申し上げますが、この事業は平成3年から平成7年までの5カ年間で国道3,724メートル、道道4,108メートル、市道2,293メートルの合計1万125メートルの整備を行い、平成7年度12月から快適な冬のまちづくりのため行政と市民が一体となって雪処理を行う新たな取り組みとしてスタートし、今年で10年目を迎えたところでございます。

そこでお尋ねの投雪口のふたについてであります。設置しております枚数は国道に313枚、道道に353枚、そして市道は221枚で、合わせて887枚となっております。このうち常時利用されておりますのは国道で278枚、道道で279枚、市道で198枚の合わせて755枚で、これらのふたの重さはふたを開けるときの引き上げ重量で申し上げますと、国道が20キロ、道道が13キロ、市道には2つのタイプがあり11キロと17キロで、4タイプとも10キログラム以上となっております。

このふたの選定につきましては、安全性を第一に考えた中で、作動性や重量及び利用形態、更に費用などを考慮し、国、道、市が現在のふたを選定したところでありますし、供用開始後におきましても開けにくくなったふたにつきましては修理や一部部品を取りかえ、また不具合のふたにつきましては交換を行うなどの維持管理に努めてきたところであります。

お話の砂川市の流雪溝につきましては、昭和59年に供用開始したものであります。設置後20年以上が経過したことと、ふたの引き上げ重量が23キロから28キロと相当重い製品を使用していたことから、国が地域の強い要望を受け本年輕いふたに取りかえたと聞いております。

本市の流雪溝は平成7年供用開始ということで、砂川市の当時のふたからみますとかなり軽いものを使用しておりますが、今回砂川市で交換いたしましたふたの引き上げ重量と比較しますと重いものでは15キログラムの差があり、加えて供用開始後10年目ということで利用される方々の高齢化も進み、投雪時のふたの開放に負担を感じるといったお話も伺っておりますが、

仮に現在のふたを軽量のものに交換するとなりますと、砂川市の場合で費用は一式25万円程度とお聞きしておりますので、単純計算ではあります但し常時利用している755枚すべてを取りかえると1億8,000万円という多額の費用を要することとなります。したがって、国や道はもちろんでありますが、本市といたしましても非常に厳しい財政状況にあり、早急な対応は難しいものと考えておりますが、まずはこうした状況を国や道にお話しし、改善策について要請をしてみたいとともに、市道関係につきましても何とか財源確保が重要な課題でありますことから、経済的な工法の研究や年次計画での対応も視野に入れた中で、どのような形でふたの交換が進められるかについて検討を行ってみたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 小池浩美議員。

10番（小池浩美君）（登壇） たばこ自販機に関して再質問いたします。

御答弁では、これは小売販売の許可を得ているということで問題ないということですが、今後検討していくという、撤去に関しての検討をしていくという御答弁でした。それでぜひとも私は撤去していただきたいことを求めるものですが、この際ですからちょっとお聞きいたしますが、朝日の役所内に置いてある自販機、それから市庁舎の中に置いてある自販機、この設置時期は多分平成元年6月以前だと思うのですよ。平成元年6月にたばこ事業法施行規則が改正されて、この設置場所が店舗に併設されていない場所など、製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理監督が期し難いと認められる場所、この場所は店舗としてみなさいとこういう改正がされておりますので、多分平成元年6月以降でありましたらこれは設置許可が出ない場所だと私は思います。でも、幸いというか不幸というか、平成元年6月以前にこれは設置されているから堂々と置いてあるのではないかなと思います。

そこでお聞きしますけれども、朝日も市庁舎もこのたばこを売る権利というか、販売業者は一体だれなのか。市なのでしょうか、町なのでしょうか。そこをはっきり教えていただきたい。小売販売業者はだれなのか。そして多分自動販売機を置くとそこから手数料というものを設置者からもらえるのではないかと私は思うのですが、そのお金はどこへ行くのでしょうか。市に入ってきているのか、それとも町に入ってきているのか。全然、別の人やっているのか。そこら辺のところ、2点、販売業者はだれか、そして上がりはだれが取るのか。そのところをお聞かせいただきたい。（降壇）

議長（西尾寿之君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） たばこの自販機に関して、再質問に対してお答えいたします。

まず初めに法に違反するかどうかということでございますけれども、私どもの判断といたしましては自販機の設置場所が、当然未成年者が購入する、こういった場所にはないと。職員そのものが、例えば朝日町の自販機におきましても庁舎の正面に置いてあるわけでございますけれども、職員の目が常に光っておりますのでそういった状況下で見ますと、未成年者がそこでたばこを買うとこういったことは基本的にはあり得ない、こういったことから違法性はないと

こういうふうに私どもは判断したところでございます。

そこで、次に朝日町の自販機に関しての設置者でございますけれども、これにつきましては朝日町の商店が設置しております。

そこでそのたばこの購入に、たばこ自販機そのものについては当然電気料もかかりますし、庁舎内の目的外使用になりますので使用料、こういったものについては徴収することになります。ただたばこを購入したその収入、こういったものの関係につきましては、職員の利便、こういったこともありますので、その収入そのものについては市の方の収入、こういったことにはしていない、こういった状況になっております。だから購入額そのものが朝日町の商店の収入、こういったことになっていると考えております。

以上でございます。

(「市は」の声あり)

土別におきましても同じ考えでございます。

(「どこが置いているの」の声あり)

土別市の設置につきましては、市民文化センターの売店が設置しております。

以上でございます。(降壇)

議長(西尾寿之君) 12番 山居忠彰議員。

12番(山居忠彰君)(登壇) 平成17年新土別市議会第2回定例会の開催に当たり、通告に従い一般質問を行いたいと存じます。

本年は戦後遺暦とも言える太平洋戦争終結から60年の節目の年でもありますが、本市にとっては何と云っても朝日町との合併という大きな歴史を刻んだ1年でもありました。

先月実施された市長と語る会、朝日地区は行政懇談会では、参加した市民から合併そのものに否定的な発言はなく、全般的に見て未来志向の新市のまちづくりに活発な意見が数多く出されたと報じられ、まずは安堵したところでございます。

しかしながら、合併ですべての問題が解決されるものではなく、むしろ合併した今年がすべてのスタートラインというのが皆さん共通の認識でありましょう。そういう意味では前提条件でもある融和と一体感を円滑につくり出していくためには、まだまだ交通整理すべき課題が山積していると言えるのであります。

そこで今議会では、新しい市になって初の国勢調査や市税の徴収事務、新市民の顕著な活躍への評価について取り上げ、市長初め理事者のお考えをお伺いいたしたいと存じます。

まず、最初の質問は税制改正、とりわけ老年者控除の廃止や消費税事業者免税点の引き下げなどによる影響についてであります。

年末年始とともにいよいよ確定申告の時期が近づいてまいりました。平成17年分の所得税の確定申告でこれまでと変わる最大のポイントは、青色申告特別控除額の55万円から65万円の引き上げであります。納税者にとっては、既に白色申告であっても収支計算が必要となっており、特別控除のほかにも専従者給与の必要経費参入、純損失の繰越控除、繰戻還付、各種の特別償

却制度など、さまざまな恩典のある青色申告の方が断然有利になっているのは申すまでもありません。

しかしながら、複式簿記によらない場合や貸借対照表の添付がない場合は、45万円控除の特例がなくなり、一律10万円控除となりました。

そこで市民部税務課及び朝日総合支所住民生活課では、国税庁・局や税務署との連携の中で、市内の農業者や商業者など自営業者に対する青色申告への指導はどのようになされておられるのでしょうか。

更に、白色から青色申告へや、簡易から複式簿記への移行は順調に進んでいるのでしょうか。最近数年の間で実施されている周知徹底方法や増加傾向の具体的な件数や割合についてお教えください。

次に、全国的にはそれほど大きな問題ではないのですが、農業が基幹産業で少子・高齢化と過疎化が著しい本市においては、担い手後継者のいない商店主や農業経営者の高齢化進行に伴い、何と云っても老年者控除50万円の廃止は該当者が多いゆえに余りにも影響が大きいと言わざるを得ません。それと同時に老年者での寡婦控除は適用になるものの、公的年金など控除のうち年齢65歳以上の者に対する上乘せ措置が廃止されておりますが、これらの両方において所得税や住民税で推計どのくらいの人数が対象となるのでしょうか。

また、国民、市民への負担増はとりもなおさず裏を返せば国ばかりではなく市にとっても増収となるわけでありますが、一体どのくらいの金額が結果的に市の増税、税収増となるものなのでしょうか。

次に、もう一つ大きな税制改正が、平成15年の課税売上高を基準に課税事業者となる消費税事業者免税点の3,000万円から1,000万円の引き下げであります。名寄税務署管内では、この改正で課税対象者が従来の300名から一気に1,400名増えて1,700名になるそうですが、そのうちの3分の2は農家だそうであります。全国的にも個人事業者である農業者で2万7,000名だった課税事業者が新たに12万1,000名が加わって約15万名と5倍以上に増加すると予想されてございます。本市の場合、課税事業者届出書を提出した人数などから推計して、どれくらいの増加になるのでしょうか。そして地方交付税交付金総額が減額される時代ではありますが、これまでの地方消費税交付金の累計と歳入増としての効果のほどをどのように見られているのでしょうか。同時に消費税改正では、簡易課税制度の適用上限も2億円から5,000万円に引き下げられました。これにより、消費税簡易課税制度選択届出書の提出者はどれくらい増加したのでしょうか。

次に、少し細かい点についても触れておきたいと存じます。

農業所得におけるいわゆる産地づくり対策での水田農業構造改革交付金についてであります。例年2月の国会で議員立法により一時所得扱いとする措置が講じられているところであります。本年分についても同様と考えてよろしいのでありましょか。

それともう一つ、集荷円滑化対策による過剰米対策が初めて発動となったのでありますが、

J Aなどを通じた融資金相当額の仮渡金の扱いはどうなるのでありましょうか。あくまで区分集荷による融資なのでありますが、担保供出負債となるのでしょうか、それとも課税売り上げ、収入金額となるのでしょうか。わかる範囲でお知らせください。

次に、マスコミの報道によれば、自動車やIT産業を初め都市金融機関などは軒並み空前の収益を上げており、景気は確実に回復基調と言われてございます。しかし、これは中央の話であって、本道や本市の経済は依然として停滞したままのように思います。

このほど来年度に向けた政府税調の答申があり、与党税調の議論も始まりましたが、定率減税の廃止や企業向け減税の廃止と酒税改正など、増税路線が一段と鮮明になってまいりました。サラリーマン増税との批判を浴び、先送りされたものの消費税率の大幅引き上げ及び給与所得控除や扶養控除、特定扶養控除の廃止が見直し、たばこ税引き上げなども再浮上する可能性があり、本格増税の実現に向けた足音が刻一刻と近づいてまいりました。すべてこれから先の話ではありますが、仮にこれらが実施された場合の本市へ影響はどのようになるかとらえておられるのでしょうか。そして、国の三位一体改革による税源移譲が行われた場合、市の財源確保は一層厳しくなると思われまますが、これらの動きの見通しも含めた上での市税収納率アップに向けた考え方をこの際明確にお示しください。

2番目の質問は、新市となって初めての個人情報保護法下での国勢調査の実施経過と結果についてであります。

新市となって初めての国勢調査が10月1日現在で実施されました。前回の調査、旧士別市と旧朝日町の合算数よりも人口が減少し、過疎化が一段と進行しておりますが、これをどう受けとめていらっしゃるのでしょうか。今年の流行語大賞ではありませんが、すべては想定の範囲内だったのでしょうか。

次に、今回の国勢調査を実施するに当たり、どのような体制を組み、具体的にはどのような方法で調査をしたのでしょうか。前回の調査と異なり今年4月から全面実施となった個人情報保護法下での実施となりましたが、制約や制限など大きな相違点は何だったのでしょうか。

また、新聞などの報道によると、個人情報流失事件が続出したこともあって過剰反応による混乱が数多く生じたそうであります。密閉したはずの調査票が見られているとの指摘があったのを手始めに、特に大都市での調査では不在がちな家や調査そのものを拒否する家なども多く、調査委員の中には調査を投げ出してやめる者も出たそうであります。本市においても類似のトラブルがあったのではないのでしょうか。

更に言えることは、調査時に就学や入院、長期出張など住民登録をしながら本市に居住していなかった人もおられますので、今回公表の概数と後日公表となる総務省統計局の公表数字や住民基本台帳の数字とは明らかに異なるものと思われまますが、どのようにして正確性を期すのでしょうか。

加えてお聞きいたしますが、今回の調査結果をこれからの行政にどう生かしていくのでしょうか。そしてまたどのような影響があると考えられるのでしょうか。しかも次回の国勢調査は

調査項目も増え、実施に困難を来すのではないかとされておりますが、どのように取り組む予定なのでありますか。

早くも個人情報保護法の見直しがささやかれる中、本市でも保護する情報と公開する情報をどう見極めるかの独自のガイドライン作成の必要性を提言しておきたいと存じます。

最後の質問は、今年最も市民に大きな感動と期待感をもたらした土別南中学校吹奏楽部の目覚ましい活躍についてであります。小学生の女兒連続殺害事件や少年犯罪と非行など相変わらず暗いニュースが多い中で、今年最も市民に大きな感動と期待感をもたらした土別南中学校吹奏楽部の活躍は実に目覚ましいものがありました。最近の大人は、他人の子供をしからないと言われますが、褒めることもめっきり少なくなったのではないのでしょうか。こんなときこそ、大人がもっと褒めてあげてもよいのではないかと思います。どのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

東日本大会で念願の金賞を獲得し、凱旋後の定期演奏会や新市記念式典でも見事というべきすばらしいハーモニーを市内外からの大勢の観客に披露いたしました。この何も無い過疎の地域に、こんなにも魅力的で人々を感動させることのできる若者たちがしっかりといたことにまず驚いたわけではありますが、同時に本市は人口過疎であっても人材過疎ではないとの思いを強くし、この発展途上の人材は本市将来の貴重な財産であると確信いたしました次第でもございます。行政としてどんな形でもよろしいのですが、彼らの栄誉をたたえることはできないものなのでしょうか。

ところで、本市には自治功勞を初め保健福祉や匠のわざなどその道一筋で長年のキャリアがあるとか、貴い社会的功績を上げたとか、スポーツ競技での突出した活躍などに対する表彰に加えて、勤勞青少年の顕彰といった栄譽をたたえ業績を賞賛する場や賞が数多くあると思いますが、実際にはどのようなものがどのくらいあるのでしょうか。これは大変難しいことなのかもしれませんが、幼稚園児や小・中学生など未来の市民で、しかも人気の体育会系ばかりではなく、なかなか評価されづらい文科系であっても今後は未成年者も含めた幅広い市民の活躍を率直に認めて評価するような機会があってもよいのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

学校での評価がまず第一ではありますが、学校外にも反響を呼ぶような子供たちの活動が好評となれば、ほかの子供たちに与える教育効果は抜群となるのではないのでしょうか。

最後になりましたが、朝日町との合併という最高の年を機に、本市にも例えば年末に今年一番市民に夢や希望や元気や勇気を与えてくれた個人、団体として、仮称ですが市民栄譽賞、奨励賞的なものがあるとしても悪くはないのではないかとこのことを御提案申し上げ、市長や教育長の御見解を承ることにいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 山居議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から土別南中学校吹奏楽部の目覚ましい活躍のうち、表彰関係に関する御答弁を

申し上げ、生徒たちの活躍に対する栄誉等は教育委員会、そして国勢調査及び税制改正に関しましては本庁助役並びに市民部長からそれぞれ御答弁を申し上げます。

土別南中学校吹奏楽部の目覚ましい活躍は、私も大きく感動し、すばらしい演奏に目頭を熱くいたしましたわけでございます。この目覚ましい活躍に対して本市における表彰及び顕彰等の現状並びに合併を機に市民栄誉賞のような表彰を行ってはとのお尋ねでございます。

本市における表彰や顕彰等の取り扱いについては、本市の文化の発達に貢献した個人または団体をたたえる土別市文化賞を初め、本市の経済社会文化等の発展に貢献し、その功労が特に顕著な方々に対する土別市功労賞、土別市の社会文化の振興もしくは市の発展に功績があった市民をたたえる土別市名誉市民、本市農業界における優秀な農業者をたたえる土別市山崎賞、ほかにも技能功労賞、農業奨励賞、優良青少年表彰や永年勤続優良従業員表彰など、それぞれの表彰規定に基づいて今日まで功績のあった方々を表彰し、市民の皆様とともにたたえてきたところであります。

あわせて国の栄典として、国家または公共に対し特に功績顕著な方への叙勲や国民の善行等を顕彰する褒章及び職域における創意工夫功労者賞など、更には北海道の表彰規則に基づいた北海道社会貢献賞や北海道産業貢献賞などにより、これまで多くの市民がこれらの表彰を受賞しているところであります。

山居議員からお話のありましたこのたびの合併を機に、例えば年末に今年一番市民に夢や希望、元気や勇気を与えてくれた個人、団体に仮称市民栄誉賞的なものを設けてはどうかとのことであります。土別市と朝日町との合併を機に、新市においてはこれまで両市町が定めていました表彰の領域、対象となる公職や在職年数等の扱いを含め表彰条例全般を見直すため今定例会終了後市民8名で構成をする土別市功労者表彰に関する検討委員会を開催し、表彰基準の統一を図ることとしており、このことは合併協議の中でも確認をされているところであります。

そこでお話の文化、スポーツ等の分野において輝かしい活躍をし、その功績が特に顕著な方をたたえる栄誉賞を初め、他の模範となるような善行、または努力をした方をたたえる善行賞などを仮に新設するとした場合に、一定の基準年数を満たす中で顕著な功績を有すると判断できる功労の基準とは違ひまして、栄誉や善行の行為自体を同じ目線で客観的に判断できるか。あわせて広く市民の合意形成を得ることができるのかどうかといったような課題や問題点を抱えておりますので、今日までの表彰審議会における議論の経過もまたございます。したがって、合併前の旧朝日町では同様の趣旨の規定を定めておりましたが、旧土別市ではこうした規定は設けていないなど取り扱い上の差異もありますことから、今後道内類似の都市や近隣自治体の表彰基準も参考にしながら、仮に市長の特別表彰的な扱いができるのかどうかも含めて検討委員の皆さんの御意見等を踏まえながら、新しい表彰条例の制定に向けて鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは、山居議員の土別南中学校吹奏楽部の表彰関係についての御質問にお答えいたします。

南中学校の吹奏楽部が、本年10月千葉市で開催されました東日本学校吹奏大会の中学校コンクールで見事最高峰の金賞の荣誉に輝いたわけではありますが、議員のお話のとおり、今回の受賞は学校関係者はもちろんのこと市民にとりまして極めて大きな喜びであると同時に、本市にとっても大変名誉なことと受け止めているところでございます。特に、受賞後に開催されました定期演奏会は、文化センター大ホールが立錐の余地なく満席となり、1年間の集大成として披露された演奏は大きな感動を与え、観客を魅了したところでもあります。

こうした素晴らしい活動をした南中学校吹奏楽部の沿革についてであります。昭和36年の開校と同時に吹奏楽部も創部されており、今日までたゆまぬ活動を続けてきたわけですが、中でも昭和63年に一般市民を対象にした第1回の定例演奏会の開催を契機に、堅実かつ幅広い活動を展開する中、以来休むことなく定期演奏会を重ねるとともに名寄地区の代表として全道大会コンクールに連続18回出場するという輝かしい実績を積み重ねてきたところでもあります。顧問の先生の熱心な指導、部員のたゆまぬ向上心が原動力となり、昨年は北海道吹奏楽コンクールのB編成で金賞に輝き、北海道代表として初めて東日本大会に駒を進め、ついに今年度は悲願の全国大会で金賞受賞の金字塔を打ち立てることができたという経緯であります。

また、こうしたクラブ活動の練習の合間を縫って地域行事にも積極的に参加しており、参考までに申し上げますと、土別わんぱくフェスティバルの出演を初め、土別市戦没者慰霊式典、土別ふれあい広場、天塩川祭りの音楽パレード、更には隣接する老人保健施設ボヌールの夏祭りなど数多くのイベントにも積極的に参加をしており、地域の活性化にも大きく貢献しているところでございます。更に過般行われました合併記念式典でも素晴らしい演奏とハーモニーを披露し、参列の皆さんに深い感銘を与えていただいたことは議員も御承知のとおりでございます。

そこでこうした目覚ましい活躍に対して私たち大人がもっと褒めてあげてもいいのではないかと、更に何らかの形で彼らの荣誉をたたえることができないのかというお尋ねでございますが、本市としての表彰という意味においてはあいにく該当するような表彰制度はございませんが、変わって平成17年度上川管内の教育実践表彰の受賞に向け推薦書を上川教育局に申請中であり、その結果につきましては明春1月に判明するものと思っております。

次に、今後は未成年者も含めた幅広い市民の活躍を素直に認めて評価するような機会があってもよいのではないかとというお尋ねでございます。中でも文科系となるとなかなか評価されにくいという指摘もありますが、過去の事例としては平成2年に土別高校新聞局が文化協会の文化奨励賞を受賞しており、近年では平成13年に同じく土別商業高校新聞局が表彰を受けているところでございます。その意味では、学校教育のクラブ活動などの範疇にあっても文化活動という分野で社会教育関係の団体が表彰をするなど、相互に連携が図られているという実例がございますし、あわせて先ほど市長からの答弁にもありましたように今後検討協議をしてい

くということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 相山助役。

助役（相山愼二君）（登壇） 私からは、11月1日に実施されました国勢調査の実施経過並びにその結果等についてお答えを申し上げます。

国勢調査は、我が国の人口、世帯の実態を把握し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施するものでありまして、国の最も基本的な統計調査として大正9年以来5年ごとに実施されており、今回の調査は第18回目に当たり、土別市と朝日町の合併後初めての調査となったわけでございます。

国勢調査のための準備は、調査区の設定など1年以上前から進められておりまして、合併が調査期日の1カ月前だったため今回の調査につきましては両市町それぞれで実施をいたし、集計作業については新市で集約を行い、その結果につきましては11月14日に北海道へ提出するとともに、今議会初日の行政報告で概数を報告させていただいたところであります。

今回の国勢調査の結果については、既に行政報告で申し上げましたとおり、前回と比較して市全体では1,589人の減で2万3,402人、6.4%の減となったところであります。また、市街地区と農村地区の人口は、市街地区が1万7,596人、農村地区は5,806人となり、市街地区が5.4%、農村地区では9.1%の減少となっております。更に1世帯あたりの世帯員数は、市街地区は2.39人で前回から0.13人、農村地区は2.81人で0.27人の減少となっております。

以上のことから、全市的に人口が減少しており、特に農村地区ではその傾向が顕著であること、更に1世帯あたりの世帯員数も減少するなど、少子・高齢化とともに依然として過疎化が進行しているという結果になったところであります。

この人口減少は予測していたのかということですが、合併時に作成した新市建設計画においてコーホート要因法を用いた人口推計においても平成17年の人口が2万3,491人と推計されております。人口減少の予測をいたしておりましたものの明確な結果が判明したことで更に危機感を深めているところであります。

国勢調査の実施に当たりましては、土別市では7月4日に、朝日町では8月1日にそれぞれ助役を本部長とする実施本部を設け、職務、事務分掌等を定め調査に万全を期すための実施体制を整え、両市町合わせて調査員194名、指導員22名の方を委嘱し、8回にわたる説明会等を経て9月23日から10月10日までの期間で調査票の配付、回収が実施され、その後点検、集約作業を行ってきたところであります。

そこで国勢調査と個人情報保護法の関連についてであります。本年4月1日から個人情報保護法が全面施行されましたが、この法律は国勢調査などのような指定統計調査で集められた個人情報には適用されないことになっており、また国勢調査は統計法等の法令に基づいて実施されるものでありまして、国民には調査票への記入、提出の義務があること、更に調査に従事する人には守秘義務が課せられ調査票を統計以外の目的に使用することが禁じられていること

など、秘密の保護に関する規律が厳格に規定されておりますが、一部には個人情報保護法との関連から本調査に疑問を呈する意見があったことも事実であります。

今回の調査に当たりましては、プライバシーに関する不安に対応するため、全世帯に調査票を入れる封筒を配付する措置がとられ、全世帯の17.4%で封筒に入れて提出がありました。一方調査に関するトラブルにつきましては、国勢調査の調査票の配付が始まった9月20日過ぎからプライバシーに関する項目がある国勢調査が必要なのか疑問であるとか、調査員をかたり何者かが調査票を回収に来たなどの報道が新聞、テレビ等で相次いだことから、本市においても調査にに応じてくれなかった世帯や不在がちでなかなか本人と会えないといった状況もございましたけれども、調査員や指導員の再度の訪問や説明、郵送による提出を依頼するなどにより大きなトラブルもなく調査を無事終了することができ、協力いただいた市民の皆さんに感謝をいたしているところであります。

国勢調査は、10月1日現在既に3カ月以上住んでいる人や10月1日の前後を通じて3カ月以上にわたって住むことになる人を外国人も含めて対象者としておりました。人口、世帯、住居、就労の状況等が調査されるもので、長期不在者や大学生なども含まれる住民基本台帳の人口とは性質を異にするものでありますが、より実態に近い状況が把握できる最も基本的な調査ということで、その結果は議員定数や地方交付税算定の基礎数値として利用されるほか、福祉、雇用、食糧自給計画、防災対策、都市整備計画など各種行政施策に利用されることになるわけですが、特に本市のように歳入の多くを地方交付税に依存する自治体にとっては今後の財政運営に影響があるものと懸念をいたしているところであります。

このような状況の中で、調査に当たっては正確性を重視して実施したわけであり、総務省統計局からの最終集計結果をもとに本市の実態を把握し、分析を行いながら今後の行政施策に反映させていかなければならないものと考えております。

また、次回の国勢調査は今回以上に調査項目が増えることとなりますが、国勢調査は国の法定受託事務であり、国は全国の自治体からの平成17年度国勢調査実施状況報告の提出を受け、次回調査の企画、検討を行うことになっておりまして、今回の個人情報の問題を初め数々の課題が議論され、次回の調査に反映されることになってまいりますので、その推移を見守って今後また新たに対応を考えていきたい、そのように考えておるところでございます。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 税制改正にかかわっての御質問につきましては、私から御答弁させていただきます。

初めに、農業者や商工業者など自営業者の青色申告への指導と移行についてのお尋ねでございます。

お話のように、平成16年度の税制改正において青色申告特別控除が現行の55万円から65万円に改正となり、平成17年度分から適用となりますので、平成18年の確定申告分から対象となる

わけでございます。経過措置とされておりました45万円の特別控除が廃止となりまして、平成17年度分以降からは65万円控除と10万円控除の2種類の青色申告特別控除となったわけであり
ます。

これまで簡易簿記で記帳されていた場合には、複式簿記の記帳方法へと移行が必要となりま
す。

この青色申告事務に関して、農業者に対する指導といたしましては、土別市農民連盟との農
業所得業務委託の中で、農業収支計算書の作成指導を委託契約の中に盛り込んでおります。自
営業者に対しましては、商工会議所が開催する確定申告時期での研修会や、日常的な活動とし
て随時指導相談を行っております。

土別市の青色申告者の件数は、平成17年申告分で約150人、そのうち約90人が農業者である
と名寄税務署から情報を得ているところであります。

次に、老年者控除などの廃止に伴い、市民への影響と税収についてのお尋ねでございます。

平成16年度の税制改正によりまして、年齢が65歳以上で所得金額が1,000万円以下の方につ
いては所得税で50万円、個人市道民税で48万円の控除が受けられなくなりました。所得税は平
成17年分から、個人市道民税については平成18年度分から適用されるものであります。また、
公的年金と控除額のうち、年齢が65歳以上の方に対しての上乗せ部分が廃止され、最低控除額
は140万円から70万円に改正されました。この改正にあわせまして、最低控除額について50万
円を加算して120万円とする特例措置が設けられたところであります。

これらの改正で、市民税ベースで申し上げますと約1,700人の方々の影響を受け、その内訳
は農業者が約110人、商業者が約130人、給与年金者が約1,460人と推計をいたしているところ
でございます。したがって、税収は平成16年度に比較しておおよそ1,200万円ほど増収に
なるものと推計をいたしております。

次に、消費税法改正に伴う課税事業者数と地方消費税交付金への影響などについてのお尋ね
でございます。

平成15年度消費税法の一部改正で、議員のお話のとおり平成16年4月1日以降開始する課税
期間から納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が3,000万円から1,000万円
に引き下げられております。同時に簡易課税制度の適用上限が2億円から5,000万円に改正と
なりました。この改正で法人、個人を含めて免税点制度が適用できなくなるのは、全国で約
136万件にのぼると言われ、簡易課税制度を適用できなくなるのは約56万件と推計されてお
ります。

消費税個人納税事業者数につきましては、山居議員のお話にもありましたとおり名寄税務署
管内では平成16年は約300件だったのに対し、平成17年には1,700件の約1,400件の増加とな
っております。そのうち土別市の納税者は約470件で、その3分の2に当たる313件が農業者と聞
いております。そこで土別市の消費税簡易課税制度選択届出書の件数であります。平成16年
分で82件、平成17年分では147件となり、65件の増加となっております。

また、地方消費税交付金につきましては、従来の消費譲与税にかえて地方の独立税として設けられ平成9年度より地方に交付されておりますが、旧士別市では毎年約2億3,000万円、旧朝日町では約2,000万円が交付され、これまでに総額で18億7,500万円が交付されているものであります。

なお、今後の収入の増加につきましては、現段階では推計が困難でございますので御理解をいただきたいと存じます。

次に、水田農業構造改革交付金と集荷円滑化対策に伴う仮渡し金の扱いについてのお尋ねでございます。水田農業構造改革交付金の取り扱いにつきましては、議員御指摘のとおり例年毎年明け2月の国会において一時所得扱い措置が講じられておりますことから、今年についても同様の扱いになる可能性が高いとの名寄税務署の見解でございます。

また、集荷円滑化対策による仮渡し金は、豊作の年にしか発動されないことから、発動された場合は融資ではありますけれども、その年の収入として扱うと認識しているところでございます。

次に、政府税制調査会の平成18年度税制改正答申では、お話にありましたように所得税と個人住民税を軽減する定率減税の廃止が盛り込まれた内容となっております。そこで定率減税が廃止された場合、平成17年度分と廃止後の平成19年度分との比較で見ますと、おおよそ7,200人の納税者が影響を受け、住民税が約8,950万円の増額となり、うち市民税では6,020万円、道民税では2,930万円の増額になると試算しているところでございます。

市税収納率の維持向上に向けては、これまでもさまざまな取り組みを図ってまいりましたが、口座振替の一層の推進、広報活動の充実、納税相談の確立、そして新たに納税推進運動の母体を従来の納税貯蓄組合から自治会に移行し、全市民運動としての取り組みの構築を図り、収納率の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 17番 熊田庄一議員。

17番（熊田庄一君）（登壇） 平成17年度第2回定例会に当たり、既に通告してあります一般質問をいたします。

旧士別市と旧朝日町が本年9月1日に合併を決議いたしました。合併後1回目の定例会で市長の市政執行方針を伺い、まちづくりにかける意気込みを強く感じたところでございます。

さて、合併後の新士別市を見ますと、土地の面積は2倍近くになりましたが、その増加した大部分は森林であり、農地等はわずかな増加に過ぎません。道北の中核をなす活気あふれるまちづくりを進めていくためには、新士別市の三本柱とも言うべき農業、林業、スポーツ観光であることは話すまでもないことですが、地域の特性を生かしてまちづくりを考えると、森林・林産業に期待するところが大きいと思います。

そこでこれらの活用と管理を含め、3点ほど質問をさせていただきます。

まず1つ目は、木質ペレットについて。

木質ペレットは、おがくず、製材の切れ端、木の皮、木の枝、林地の残材、建築物の解体から出る木質系廃棄物などを粉砕、圧縮した固形燃料で、木材成分であるリグニンを熱で融解し固めたもので接合材などの添加は必要がない。このペレットを使った暖房は、化石燃料と違い燃焼時に有害物の発生が少なく、環境にやさしい再生可能な循環型エネルギーで、21世紀のエネルギーと言われていています。今日の石油価格高騰で、本州の方では石油値上がりと二酸化炭素削減などで経費節減を余儀なくされ、暖房の温度を下げ、1枚厚着して寒さ対策を考えているとか、道北の寒冷地に位置する我が市も灯油の価格の高騰により生活を圧迫しています。新士別市は、森林面積も多く、木材業の件数も道北地方では2～3番目に多いのでは。ペレット原料は他の町とは違い容易に調達できる環境にあります。それに見合った商品の使用料がなければ現実的には不可能だと思います。このクリーンなエネルギーづくりによってCO2の削減、雇用促進、未利用資源の活用、森林の活性化、木質系産業廃棄物の再利用などが期待できるので地域振興策の1つとして研究開発の必要があると思うがどうか。

次に、2つ目といたしまして、林野庁で推奨している遊々の森について。

遊々の森は、国有林の豊かな森林環境を子供たちに提供して、自然体験や自然学習を進めていく仕組みで、森林管理所と地方公共団体、教育委員会、学校法人などが箇所を決めて活動の実施などに関する5カ年以内の協定を締結することができます。

活動の中身については、遊歩道の作設、植樹、下刈りなどの林業体験、野生動物の観察、隠れ家づくり、沢遊びなど、森林の中で遊び、学ぶ活動がいつでもでき、緑の少年団を通じた学校外の体験活動の場としての利用ができる。また、森林管理所が助言、活動プログラムの提供、指導者の紹介、必要な情報などのサポートをしていただけますし、活動の内容に幅広く対応するため人工林から天然林までの国有林全般で設定が可能であり、自然環境を破壊するような行為をしなければ学習活動の一環として標識やベンチなどの軽微なものの設置も可能であり、指導者が活用できるマニュアルなども紹介していただけると聞いております。子供たちの遊び場といえば、家の中でのインターネット、テレビゲーム等で、体力が弱くなっていると言われていきます。新士別市全体の学校がしかも低学年から高学年に至るまでが林内での体験活動や学習活動の場が必要であると思うので、この機会に協定を考えてはどうか。

3つ目は、新士別市の市有林の管理のあり方について。

市民の財産である市有林は、将来の財産形成のために造林事業、間伐事業等で山に対する投資が行われていますが、事業完了後の現地調査などが計画されていないように思うが、旧朝日町においては町有林運営審議委員、議会議員全員により毎年1回事業箇所を含め現地調査を行い、森に対する知識を深めたところである。新市においても、この必要があると思うがどうか。

以上、3点の質問について考え方を伺いたないので、よろしく願い申し上げまして質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 11時49分 休憩)

(午後 1時30分 再開)

議長(西尾寿之君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

田苺子市長。

市長(田苺子 進君)(登壇) 熊田議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、木質バイオマス及び新市別市の市有林の管理のあり方について答弁を申し上げ、林野庁が推奨する遊々の森につきましては教育委員会から答弁をしていただくことにいたします。

新市における行政面積のうち、約74%を占める森林にかかわって何点か御質問がございました。

初めに、林業廃棄物などを活用した木質ペレットについてであります。

御承知のように、平成9年に京都議定書が議決されて以降、我が国においても地球環境の保全や温暖化防止に向けた対策が強く求められております。

そこで、従来は不採算を理由に林地に捨てられていた間伐などで発生する残材や、製材のときに発生をする木くずや木の皮などのいわゆる木質バイオマスを有効活用することで、環境に負荷の少ない循環型社会を構築していくことが社会的ニーズとなっております。

更に、平成14年度において農林水産省からバイオマス日本総合戦略が発表され、その中に木質バイオマスの利用が盛り込まれたことなどから、現在では全国的に木質バイオマスの利活用に関する研究開発が進められるようになりました。また、このような取り組みを通して木質ペレットの利用も増えてきている状況にあります。

このような中で、本市における森林面積は合併によって8万3,260ヘクタールにも及び、また林業関連企業の数では造林造材関係では8社、製材関係で6社、加工関係で5社となりましたことから、本市におきましては今後ともこれらの生産活動によって木質バイオマスが年間を通して発生することになり、お話のペレット化を初めとする再利用の研究は新市において新たな分野に道を開くという観点からも有効であると考えるところであります。

しかし、過去2回の石油危機をきっかけに研究開発が進み、近年では世界的に注目されている木質ペレットではありますが、これまでの経過を見るとき石油価格の安定期においては採算性や利用料の問題から生産量が減少し、国内においても最盛期には生産工場数で30カ所、生産量が年間2万7,700トンとまでなっていたものが、その後は工場数、生産量ともに10分の1程度まで減少したという状況にあるわけであります。このように、木質ペレットが環境に負荷を与えない持続可能な社会の実現を目指す中でクリーンなエネルギーとして脚光を浴び、またお話のように製品工場などの設置となれば新たな雇用の創出も期待できるものでありますが、一方では他のエネルギーの価格変動など生産環境の変化によってはリスクを生ずるものでもあり

ます。したがって、本市における実用化に向けては、岩手県や足寄町など道内外で既に取り組まれている事例、更には市内で取り組まれている木質バイオマスの活用事例なども参考にしながら採算性や将来における需要量の見通しなどを十分に調査研究する中で、今後に向けた利活用の可能性について検討する必要があると考えております。

また、仮に事業化となりますと、生産などはあくまで民間主導で行われるべきものと考えますことから、それに至る課題の解決などは関係機関との協議を進めながら、行政としての側面的な支援のあり方につきましても十分考えていく所存であります。

次に、新士別市の市有林管理のあり方にかかわって、現地調査の実施について御提言がございました。

本市の市有林は土別地区で1,756ヘクタール、朝日地区で768ヘクタール、合わせて2,524ヘクタールの面積となっており、今後においても木材の生産はもとより、水源の涵養や自然環境の保全、形成など私たちの生活に欠かすことのできない重要な機能を果たすものでありますことから、いつの時代にあっても適正に管理、更新を行い、市民共有の貴重な財産として良好な形で後世に引き継いでいかなければなりません。

そこで、新市においては、お話にありました朝日町で設置されていた朝日町有林野運営審議委員会に当たる機関の設置は予定しておりませんが、御提言の事業実施後の現地調査につきましては、このような現地調査を通して議会や行政も含め多くの市民が知識を共有することで市有林が貴重な財産であることへの理解を深めることは極めて大きな意義があるものと考えておりますので、議会の意向を尊重してその対応に当たってまいりたいと存じます。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは、林野庁で推奨している遊々の森についてのお尋ねがありましたので、御答弁申し上げます。

遊々の森の制度は、林野庁が平成14年から学校などが森林管理所と協定を締結することにより、学校教育における総合的な学習の時間などの中で植樹、下刈りなどのさまざまな体験活動や野生動植物の観察などの学習活動を野外で行うフィールドとして国有林野を継続的に利用できるという制度でございます。

遊々の森は、森林管理所が助言や活動のプログラムの提供、指導者の紹介、必要な情報提供などのサポートをいただきますが、遊歩道などの施設設備やその後の管理費用については市の負担となっております。

現在本市ではこの制度ではありませんが、中士別小学校と中多寄小学校が隣接している国有林野である防風保安林の使用許可をいただき、児童の自然体験や自然学習に利用をしております。

更に市内には日向森林公園やグリーンスポーツ、市民の森などで、市民がいつでも散策でき、森林を身近に感じながら森林浴や自然との触れ合い、体験や学習活動ができる環境にあります。

ので、その利活用を第一に図ってまいりたいと考えております。したがって、遊々の森につきましても、今後市内の各小学校、中学校などで利用する学校があるのかどうか、市内にその適地があるのかどうか、また市の負担がどの程度になるのかについて調査研究し、十分検討してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 19番 寺下 亘議員。

19番（寺下 亘君）（登壇） 2005年第2回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

今年9月に行われた衆議院議員選挙は、小泉内閣が国民の多面的な要求を無視し、郵政民営化に賛成か反対かだけで争われた選挙であったように思います。この改革に反対する者は、まるで悪人でもあるかのようにも感じさせられた選挙でもありました。選挙で勝利した小泉内閣と自民党はこの改革をとめるなど介護保険法、障害者自立支援法を初め、国民生活にとって最も大切な福祉政策を次々と改悪しようとしています。また、働く者にとっては労働強化と所得減税の廃止や消費税の増税計画など耐え難い苦しみを押しつけようとしています。一方で大企業は、小泉自民党内閣の保護のもとに空前の利潤を上げているように国民生活を無視した政治が行われています。

そんな中で私たち国民の命にかかわる医療制度の改悪についてお伺いをいたします。

財政制度審議会は、11月21日に医療費の抑制を柱とする2006年度予算編成に関する意見書を提出し、12月1日に政府与党によって医療制度の大改悪が決定されました。この医療制度の改革大綱では、70歳から74歳の高齢者の医療費については自己負担を現行の1割負担から2割負担に引き上げる。低所得者は1割負担に据え置くが、現役並みの所得がある場合は現行の2割を3割負担に引き上げる。また、入院患者の食費、居住費の自己負担など、この改悪案が実施されると患者負担はどれくらいになるのでしょうか。医療費の負担増で受診抑制が行われるのではないかと心配されます。具体例を上げてお示しをいただきたいと思います。また、高額医療費の引き上げ、保険免責制度の導入、2008年度導入予定の75歳以上を対象にした新たな健康保険についても見解をお聞かせください。

地域医療について、次にお伺いいたします。

略称AEDの設置についてであります。正式には、救急処置自動体外式除細動器、以下AEDと呼ばさせていただきます。

このAEDは、突然心臓が止まって倒れた人に電気ショックを与えて心拍を回復させる機械で、2004年7月に厚生労働省の通達で一般市民の使用が可能になっています。

旭川市の消防本部の設置状況については、日本共産党の道議と旭川市議団の調査によると、旭川市内のホテル、私学、銭湯、個人病院を含めて34カ所にAEDが設置され、旭川消防署が行っているAEDの使い方を組み込んだ救急講習の受講者は3,000人を超えていると報告されています。AEDはスイッチを入れさえすれば音声で必要な支持がされる。しかし、一般の人が使うには旭川市のように講習を受け、使い方を学ぶ必要があると思います。

心臓の停止からAEDによる処置が1分遅れるごとに助かる確率は7～10%下がると言われています。通報から救急車が到着するまでの時間は、全国平均で6分、土別市のように地域が広い場合、また冬の雪道などではもっと時間がかかるのではないのでしょうか。この間の素早い応急処置が救命のかぎを握ると指摘されています。土別市の場合はどのようになっているのでしょうか。消防署にお伺いをいたします。

市の消防署には2台の救急車があり、1台の救急車には心臓蘇生装置などの装備がされていますが、もう1台にはついていないということでした。別々の地域で同時時間帯に必要が生じた場合、対応ができない状況にあります。

また、土別地方消防事務組合の年報によると、救急車の出動回数は16年度で1,264回となっております。1日平均3.5回になります。救急患者をどこに搬送しているかお聞きすると、和寒はほとんど旭川方面、旧朝日は救急隊長の判断で朝日のクリニックまたは市立土別総合病院へ搬送する。剣淵は救急車がないので土別へ、土別は全部一たん市立病院へ搬送し、医師の指示に基づき土別で処置できない場合は名寄または旭川へ搬送することになっているそうです。医師の指示により他の病院への搬送は16年度で161件、約2日に1件搬送されています。

他の病院へ搬送の場合は、医師と看護師がついて搬送しているとのこと。AEDの必要な患者が救急車で他の病院へ搬送するときは、市立病院の機械を借りるとのことでした。しかし、市立病院にはその電気ショックの機械で院外に持ち出すことができるのは1台しかないとのこと。これで大丈夫でしょうか。

朝日の救急体制についてもお伺いいたします。朝日の119番は現在朝日の消防が受け付けることになっています。しかし、夜間の体制は宿直1名であり、119番の要請があった場合宿直職員は自宅待機の署員2名を呼び出し、からになる消防署を守る委託している方に連絡、2名の署員の到着を待って3名の体制で出発するとのこと。このような体制では、市民の命を守ることは十分に果たせないのではないかと思います。いかがでしょうか。

旭川の消防職員の早い通報、早い応急手当、早い救急処置、早い医療処置が救命のために最も必要であり、そのためにもAEDの設置は欠かせないとの説明は土別市民の私たちにも同じことと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に、市立病院についてお伺いをいたします。

患者にとって病院の医師や看護師はみずからの命を託すよりどころと言っても過言ではないと思います。ちょっとした言葉づかいが病める患者の心を傷つける場合があります。市民により信頼される病院であってほしいと願うものですが、職員教育はどのようにされているのか、この際お聞かせをいただきたいと思います。

また、カルテの開示についてもお伺いをします。

市立病院では患者個人に対してはカルテの開示を行っているそうですが、一般的にカルテはドイツ語が使われ、素人が見てもわからない状況にあるかと思います。市立病院はどのようになっているのでしょうか。ある病院ではカルテの開示日が決められていて患者と医者との間で

治療方法を決め、投薬または手術などの経過が日本語で書かれてあり、医療関係者と患者が一体となって病気と戦う、そんな姿勢が感じられました。カルテの開示がそのようなものであってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

また、市立病院の待合所のいすの位置について、外来2階の待合所のいす、階段を上がって来る人もエレベーターで上がってくる人も処置室の横のいすに座っていればお互いに顔を合わす状態になっています。プライバシーの関係もあり、余り顔を合わせたくない場合も多々あり、検討ができないかとの声が寄せられています。ぜひ向きを変えるなど、場所の利用も含めて検討いただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、季節労働者の生活を守るためにお伺いをいたします。

市内の建設季節労働者の雇用と生活はますます厳しさを増しています。1976年、季節労働者の失業給付が90日分から50日分に大改悪されて以降、冬期雇用援護制度は季節労働者の生活と建設業者の営業を守る上でかけがえのない役割を果たし、全道の首長を初め、業者、労働者の粘り強い戦いによって28年間存続させてきたものであります。このことによる地域経済に果たした役割は非常に大きいと思います。ところが今厚生労働省はこの制度を長く続けてきたが、通年雇用の効果があらわれていない、季節労働者は毎年失業給付を受けているとあって2006年度、2007年3月末でこの冬期雇用援護制度を廃止しようとしています。しかし、この土別の積雪、寒冷地域での通年雇用は、厳しい自然条件を克服し、冬期施工を可能にする技術の研究や開発と冬期施工を進めるための財政支援がなくては事業の継続と雇用は難しいと思います。失業保険法が雇用保険法に変わった1974年12月、衆議院と参議院の社会労働委員会での付帯決議で国の責任が明記されています。この付帯決議では、出稼ぎ労働、建設労働等の不安定雇用の問題について通年雇用の促進、産業政策及び地域政策を総合的かつ強力に進めること、また雇用条件及び生活の安定、福祉の向上を図るための制度、並びに施策の確立について速やかに具体化を図ることを決めています。冬期雇用援護制度について今こそこの付帯決議の立場に戻り、廃止ではなく存続と拡充、改善のために努力すべきと思います。市長を初め、関係機関と一体となった制度の延長、改善の運動に更なるお力添えをお願いしたいと思います。市長の見解をお聞かせください。

次に、公営住宅の管理について簡潔にお伺いします。

犬、猫などのペットの飼育についてであります。

ペット飼育の功と罪については、たくさんの著書や意見があり結論も2つに分かれているのが現状と思います。私はここでペットの飼育の功罪について論ずるつもりありません。しかし、集団生活をする公営住宅におけるペットの飼育については別であると思います。

市営住宅入居者のしおりには、犬、猫、鳩などがごや水槽の中で飼えないペット類は周りに迷惑をかける場合がありますので飼ってはいけませんと入居の約束事として決められています。しかしこのことが守られず、飼育が野放しになっていたり、排泄物や泣き声など周りの方々に迷惑を掛けている状況もあります。隣近所であり人間関係を損なう恐れもあり、注意できない

との悩みも寄せられています。ペットによる疾病として、気管支喘息やアレルギー性鼻炎、犬、猫回虫症、猫ひっかき病、エキノコックス症などがあります。もし病気が発生した場合、だれが責任を負うのかという問題もあります。現状を踏まえた上で、市の管理する住宅でのペットの飼育について見解をお示してください。

また、旧朝日町においては、どのようにされていたのかについてもお知らせいただきたいと思います。

次に、公営住宅の水道の蛇口についてお伺いします。

東丘団地の市営住宅につけられている水道蛇口、全戸が同じ蛇口になっているのでしょうか。お聞きすると、自在型立て水栓という形の蛇口が使われている居住者から、年をとると握力がなくなり水道の水の出しとめが大変だ、何とかならないかと言われました。この水道の蛇口については、平成9年第4回臨時会において同じような苦情が出されていたので質問をさせていただきます。

当時の建築課長は、答弁の中で今のレバーがきついという、レバーというかハンドルですが、それがきついというのは調査いたしまして、至急カランだけは取りかえることができますのでそういうきついところにつきましては取りかえるということで検討いたしますと答弁をいただいていた。しかし、残念ながらまだ指摘したハンドルが使われています。その後の経過についてお知らせください。

さて、水道の蛇口も改良が加えられ、利用しやすいものが開発されています。阪神淡路の大地震の教訓から、レバーハンドル式の蛇口ももとはレバーを下げると水が出る様式が実際には棚のものがレバーに落ち水が出っ放しになってしまった。その教訓を踏まえ、現在はレバーを上げると水が出る様式に改良されています。改めて平成9年の第4回臨時会での答弁どおり、市営住宅の大家として居住者の要望にこたえ改善されることを強く要求いたします。

以上で私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 寺下議員の御質問にお答え申し上げます。

私から、医療制度改革及び季節労働者対策に関する御答弁を申し上げまして、医療制度にかかわる市の救急体制及び公営住宅の管理に関する質問につきましては本町助役並びに各部局長から御答弁を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

まず、最初に医療制度改革にかかわって御質問がございましたが、医療制度の改革につきましては、平成15年3月の閣議決定を受けて社会保障審議会などを中心に論議が進められてきたところであり、去る10月19日に厚生労働省の試案が示され、その後11月30日に政府与党の医療制度改革大綱案が取りまとめられたところであります。

そこでこの制度改革による具体的な影響についてであります。改革大綱につきましては我々も新聞報道以外の詳細な情報はない状況にありますが、想定される被保険者への影響を説明させていただきたいと思っております。

1つ目のケースといたしましては、70歳から74歳までの高齢者の医療費自己負担につきましては、今もお話がありましたけれども、1割から2割への引き上げが予定されております。この実施につきましては、平成20年度からとなりますが、本市における対象者はおよそ740名程度と推計されています。この方々につきましては、かぜなどの外来診療で1回の通院につき500円程度であったものが1,000円程度に負担が増加される予定になります。

2つ目のケースは、自己負担額が2割から3割に増加する70歳以上の現役並み所得者についてであります。対象者が単身世帯で年収381万円以上、夫婦2人世帯では年収521万円以上の方となっております。具体的には年金以外の所得を有する方に限定されることから、およそ70名程度と推計されております。この方々につきましても、かぜなどの外来で1回について1,000円程度から1,500円程度に負担が増加することになり、いずれのケースとも入院などに関しましては自己負担限度額の引き上げ等によって負担増加が見込まれるわけでありす。

3つ目のケースとしては、療養病床に入院する70歳以上の患者の食費、居住費の自己負担額の増加であります。厚生労働省の試案によりますと住民税課税者の場合に現行は食材費相当額として1カ月当たり約2万4,000円を支払っておりますが、改正により調理コスト相当分の経費が追加されることによって食費は4万6,000円程度となり、新たに居住費の負担も生じますことから、1カ月の自己負担額は6万4,000円であったものが9万6,000円と3万2,000円の負担増加となると国では試算をいたしておるわけでありす。

次に、平成20年度から実施が予定される高齢者医療制度などの根本的な見直しについてであります。我が国の健康保険制度は国民皆保険を基本としており、その中でも国民健康保険は国民の健康を守る最大のとりでとして大きな役割を果たしてきたわけでありす。しかし、近年の少子・高齢社会の急速な進展等によって老人医療費が急激に増加する一方で、低迷する経済状況を反映し、保険料収入は伸び悩み、その収支に不均衡を生じる中で健康保険制度全般の存続が危ぶまれる事態にもなっております。こうした状況の中で私も全国市長会の国民健康保険対策特別委員会のメンバーとして医療制度改革について積極的にかかわる一方で、市長会を通じて安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため保険制度の一本化を実現すること、新しい高齢者医療制度についてはあくまでも国の責任でこれを行うことなどを強く要請してきたところであります。

さて、そこで高額療養費の自己負担限度額の引き上げや、保険免責制度の導入など、被保険者負担の増加についてであります。現在までの情報では保険免責制度につきましては導入が見送られたようではありますが、高額療養費については限度額を引き上げられるとのことあります。今回の医療制度改革は、急激な高齢化社会の到来による老人医療費増加と国家財政及び国保制度の運営主体である自治体財政の逼迫が大きな要因となっていることを考えますと、持続可能な制度を構築するためには制度全体の構造改革を行うとともに、何らかの制度内容の改正は必要であるもと考えております。

しかし、一方では国民の健康を守ることは行政の最大の責務でありますことから、低所得者

につきましての配慮も必要と考えますし、基本的には国民に不安を与えるような制度の改正は避けなければならないものと考えております。また、新たな高齢者医療制度につきまして、高齢者の医療費が急激に増加し、医療費全体に占める割合が増加する中で、高齢者のほとんどが加入する国保財政が大きく圧迫されている現状もあることから、国保や被用者保険からの支援と公費負担を明確化する新たな制度の創設は必要なことと考えております。その中でも75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度につきましては、大綱では市町村の広域連合が都道府県単位で財政運営を行うこととなっておりますが、自治体の財政が極めて厳しい現状であることなどからあくまでも国の責任を明確にして実施すべきと考えているところであります。

今回の医療制度改革につきましては、今後ともその推移を注視しながら地域実情の反映を含めて市民が安心して受けられ、かつ安定的な制度となりますように関係機関とも十分な連携を図りながら市長会を通じて国等への強力な要請を引き続きしてまいらなければならないものと考えております。

次に、季節労働者対策についてのお尋ねであります。もうこのことにつきましては私も今から3年前に北海道市長会や上川北部市町村雇用問題対策協議会の一員としてこの運動のこの制度の存続について行動をともにしてきた経過もありまして、もうあれから3年を経過する、本当に早いものだというふうに思っております。

本市におけます季節労働者につきましては、公共事業や民間事業の縮減、更に高齢化などとも相まって年々減少傾向にありますものの、平成16年度の季節労働者数は1,147人と今なお多く建設業とその関連産業を中心として本市の生産活動を支える重要な役割を担っていただいているわけでありまして。

そこでお尋ねの季節労働者に対する冬期援護制度についてであります。本制度は昭和52年の創設以来過去9回にわたって延長が繰り返されてきておりますが、平成18年度暫定措置期間の終了をもって廃止されようとして今いるわけでありまして。こうした中で、本制度の存続につきましては、ただいま申し上げましたように3年間を1期間として延長が繰り返される中で、特に現行制度につきましては受講給付金の切り下げや対象年齢の制限、更には受講時間の延長など厳しい内容となっているところであり、今後の制度存続につきましても国においてはこの制度の利用が道内など一部の地域に偏っている、通年雇用の効果がなかなかあらわれてこないではないかというようなことなどから、今後の継続は大変困難との方向性が打ち出されているところでもありますが、今までにない大変厳しい状況が予想される中で全道市長会等におきましてもこれらについては大きな危機感を抱いているところでもあります。

過日市に対しまして北海道季節労働組合や北海道連合会などから本制度の存続が図られるように、国に対し一層要請活動が展開されるよう申し入れがあったところでもあります。

こうしたことから、市といたしましても本制度は季節労働者の方々の通年雇用化の促進とともに、雇用保険特例一時金と同様に長期間の生活を支える重要な制度でもありまして、年間約4,000万円近い給付助成金、奨励金は地域経済の重要な下支えともなっておりまして、季節

労働者はもとより本市の雇用や経済にも極めて重要な影響が出るものと考えられますので、何としても制度の存続延長が図られますように、要請活動を展開する旨の回答をいたしたところであります。

したがいまして、今後とも季節労働者の方々が安心して生活ができますように、冬期援護制度の存続、拡充はもとより、暫定的な制度としてではなく中・長期的な恒久対策として実効の上がる制度となりますように、改めて全道市長会や上川北部市町村雇用対策協議会などと一丸となった運動として国などに対して地域の実情を強く訴え、存続に向けて要請をしまいたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 相山助役。

助役（相山慎二君）（登壇） 私から、地域医療にかかわって消防事務組合関連も含め、A E Dの設置と朝日町の緊急体制についてお答え申し上げます。

心臓が痙攣することによって心室細動を起こした心臓に電気ショックを与えることで正常な状態に戻す装置を自動体外除細動器、いわゆるA E Dと申すことにつきましては議員のお話のあったとおりでございます。その装置の使用が、従来医療従事者に限定されておりましたけれども、昨年7月より一般市民の利用が認められたところでございます。これを受けまして、士別地方消防事務組合では、一般の方々、更には職場単位に講習会を実施し、これまで264名が受講をいたしております。

そこで消防署の救急車についてでございますけれども、平成12年に購入いたしました高規格車にはA E Dが装備されておりますけれども、平成10年に購入した救急車は未整備となっているのはお話のとおりでございます。

また、市立病院におきましては、救急外来や内科病棟、診療放射線室にそれぞれカウンターショックと呼ばれる医療機器を配置しているほか、院外持ち出し用として1台を所有いたしております、その持ち出し専用というはA E Dでございます、行事とかいろんな場合に活用するという形になっておりますから、それを今消防の方ではその1台を、院外持ち出し用を救急車転送の場合に使用しているということの実態でございますから、これは出ることによって病院の中で支障が出てくるということにはならないという状況になっておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

そこでA E Dの未整備の救急車で市立病院から旭川あるいは名寄市等への病院の転送、搬送する場合には、ただいま申し上げましたように市立病院から院外持ち出し用のA E Dを搭載して対応しているが実態でございます。

ただいま御意見にもありましたように、A E Dは心室細動で倒れた人への迅速な救急処置を行う上で重要な装置と考えますので、新年度におきまして高齢者や多世代の市民が健康づくりや交流で利用されております総合福祉センターと併設している多世代スポーツ交流館が兼用で緊急時に使用できるよう当面1台導入を予定いたしたいと考えておりますし、今後多くの方が

集まる施設で消防署から比較的遠隔地にある公共施設を優先して計画的にそれらの整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、旧朝日町の救急体制についてのお尋ねがございました。現在の夜間救急体制につきましては、お話もありましたように当直の職員1名配置し、救急車の要請があった場合には自宅待機の職員2名を招集し、3名体制で救急業務を行っております。また、この間支所の職員が不在となりますので、民間の方に電話等の受け付け業務を委託して今日まで救急業務に当たってきたところでございます。

救急業務につきましては、住民からの救急要請に対しまして素早く現場に到着し、そして救急措置を施すことが最も重要であります。朝日支所におきましては職員数のこともございまして、現段階で土別署と同様の24時間体制をとることは難しい状況にございます。しかしながら、一方では高齢化社会を向かえる中で救急出動は年ごとに増加をいたしてございまして、現在の救急車両と人員の中でどういう体制が望ましいのかということが課題になっているところでございます。これは土別市のみならず、事務組合に加入しております和寒、剣淵町におきましてもこの救急業務のあり方について共通の課題となっているところでありますことから、今後とも住民の安心と安全確保のために公益的観点に立って1市2町で協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 藤森市立病院局長。

市立土別総合病院事務局長（藤森和明君）（登壇） 私から市立病院に関する御質問にお答えをいたします。

まず、市立病院職員の患者への対応に関するお話がございました。

患者の皆様への対応につきましては、日ごろから機会あるごとに病院長から医師を初め職員全員に対し温かい心で対応するよう話をしているところでありますが、ただいま議員から職員の言葉づかいに関してのお話があり、患者さんの心を傷つける言動があったとすれば非常に残念なことであります。このようなことから、患者の皆様や地域住民の皆様が病院をどのような目で見ているかを把握するため、平成16年度には患者満足度調査を実施したところであります。その中では、医師を初め医療スタッフに対しまして多くの厳しい意見が寄せられているところであります。その寄せられた多くの厳しい意見をその意見が他人ごとではないととらえて、注意するよう病院長から医局会議、それから月1回開かれています運営会議、更には毎週開かれております管理会議の中において周知徹底を図ったところでありますし、今後におきましても地域住民の皆様が安心して医療が受けられるよう全職員が注意をしてみたいと存じます。御理解を賜りたいと存じます。

次に、カルテの開示についてのお尋ねがありました。

診療録、いわゆるカルテは病状に関しての患者の訴え、医師の判断、治療経過などの診療内容を記録するものでありまして、当院におきましても記載には英語、ドイツ語、日本語が使わ

れているのが現状であります。カルテの開示につきましては、診療情報の提供に関する規定に基づきまして患者本人、もしくは法定代理人からの申請を受け、院内組織であります診療情報提供審査委員会に諮り、提供の可否を決定し、診療情報の提供を行っているところであります。

医療におきましては、患者と医療従事者の間には確固たる信頼関係と、共同で疾病の克服に努めることが重要でありますことから、心療内容の適切な説明を行い、十分にその内容を理解していただき、心療情報の共有に努めてまいりたいと存じます。

次に、2階外来待合いについてのお尋ねであります。

確かに議員お話のとおり、2階にあります内科外来につきましては、待合いにいる患者の皆さんと階段やエレベーターを利用する患者の皆さんが向き合うような位置関係となっております。しかしながら、現在の病院の構造上からして処置室や内科外来の待合いの場所を拡張、あるいは仕切りを設けることは困難な状況にありますので、待合いのいす配置についての再検討を行い、通院する患者の皆さんのプライバシーが少しでも守られるよう対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から公営住宅の管理についての御質問にお答えをいたします。

まずペットの飼育についてであります。水槽やかごなどで飼えない犬、猫などのペット類は公営住宅では原則として禁止しているところであります。このことは、泣き声や匂いの問題などから周辺への迷惑となる恐れがあり、土別市住宅条例第23条の、入居者は周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないとの規定に該当するものでありまして、入居者間のトラブルを未然に防止するという観点からの措置であります。

ただいまの議員お話のとおり、ペットがもたらす功罪は一概には判断できるものではないと考えておりますが、共同住宅の場合では生活の場が密着していることに加えて、すべての方が必ずしも動物を好まれるというわけではありませんので、動物のにおいや泣き声が我慢できず、ペットの飼育に強く反対している入居者がおられるのも事実であります。犬や猫をペットとして飼うことはその人にとりましては有意義なことかもしれませんが、社会通念上は生活に不可欠とは言えませんし、動物を媒介とした病気の原因となる恐れや、最近話題となりました危険動物の逃げ出しなど、飼い主のモラル低下も危惧されるところでありまして、通常の生活の中でできるだけ周りに迷惑とならないよう注意する必要があるものと考えております。

ただし目の不自由な方と生活をともにしている盲導犬などの介護犬につきましては、当然生活に不可欠ということになりますので、ペットとしての取り扱いとは一線を画する必要があるものと存じております。

そこで市の対応についてであります。入居に際しましては、その都度市営住宅入居者のしおりにより説明し、入居の方々に御理解をいただいているところであります。このしおりにつ

きましては、今年度全面改訂し、6月の北部団地C棟入居説明会から配布しており、7月には残りの全入居者に配布し、朝日地区においても合併後の9月以降の新規入居者に配布してきたところであります。

また、団地の新築時及び改築時の対応につきましては、事業計画時点から入居直前までの数回の入居者説明会を行っており、その都度ペット禁止について説明し、御理解をいただくようお願いをしております。

更に4月、10月の家賃、納付書配付の際には、全入居者を対象にパンフレットを同封する方法で、ペットの飼育禁止について周知いたしているところであります。

なお、道営住宅の対応につきましても、同様の取り扱いとなっているところでありまして、合併前の朝日町の取り扱いについても原則ペット禁止ということで周知してきたところでありまして。

しかしながら、全戸のペット飼育の実態につきましては把握が困難であるために、一部にはペットを飼育されている入居者もおりまして、近隣からの苦情等をいただくこともありますので、その際には実態を調査した中でペット禁止の原則を御理解いただくようお話をしているところでもありますものの、現実には即座に解決するところまでなかなかいかないケースもあり、その対応に非常に苦慮しているところではありますが、入居者の皆さんが快適に生活していただけるよう市営住宅でのペット飼育は禁止するという基本的な考えに立ち、引き続き対応をまいりたいと考えております。

次に、水道の蛇口についてでございますが、お話の自在型立て水栓というタイプの蛇口、いわゆるカランという給水器具につきましては、東山団地の平成2年度から平成7年度に建築いたしました3階建て10棟150戸に設置しております。この器具は冬期間の凍結防止のために電動水抜き栓を設置いたしましたので、水抜き作業をより容易にするために自動吸気弁つきのカランを選定し、従来のように水を出しっぱなしとしなくても水抜きが確実に行われるように配慮したものであります。しかしながら、ハンドル形状が丸型であったため、握力の弱い方にとりましては従来型に比べて開閉しにくいという欠点があったために、平成8年度以降に建設いたしました東山団地、桜丘団地、北部団地など22棟186戸につきましては、すべての住宅にシングルレバーのカランを採用し、ユニバーサルデザインに配慮した蛇口に変更し、対応してきたところでもあります。したがって、御指摘の東山団地10棟150戸につきましては、ほとんどの方が従前の蛇口をそのまま使用されていると思われまして。このような水洗水抜き金具の取りかえにつきましては、原則的には入居者の御負担をお願いをしておりますところではありますが、本団地の一部には18戸の高齢世帯向け住宅がございますので、この住宅につきましてはユニバーサルデザインという観点から早急に入居の皆さんの意向をお聞きした上で、シングルレバー式のカランに取りかえ、改善してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） ここで午後 2 時 45 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 3 0 分休憩）

（午後 2 時 4 5 分再開）

議長（西尾寿之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8 番 谷口隆徳議員。

8 番（谷口隆徳君）（登壇） 2005 年第 2 回定例会、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

教育の問題についてでございますが、まず 1 つ、ゆとり教育の見直しについてであります。

現代社会が大きく変化をしている中において、時代の変化に応じて教育も変化をしていく必要があります。現下教育の問題は、最優先課題で真剣に取り組まなければならない問題だと思います。教育は学校だけでなくもちろん家庭の問題でもあり、社会の問題でもあることは周知のことです。そしてそれはいじめや不登校、学級崩壊や校内暴力も、子供の学びからの逃避や青少年の目標喪失もエスカレートする青少年の暴力、非行、犯罪も放置できない問題であり、社会問題化している現状であります。しかし、そうしたことへの変革や問題への対応は合理的かつ適切でなければなりませんし、思い込みや独善的であってもならないと思います。教育と子供の生活をますますゆがんだものにしていくようなものでもあってはなりません。そうならないために、しっかりと問題の本質を見極め、適切な改善改革を講じていかなければなりません。

教育の改革については、2000 年に発足した教育改革国民会議の報告を踏まえて文部科学省は 21 世紀教育新生プランを策定し、その実現に向けて改革を進めているのでありますが、単に教育政策だけではなく、子供の将来にとって何が望ましいか、今後ともその改革の方向性をしっかりと私たちは見ていかなければならないと思います。

そこで、改革の柱としてきたゆとり教育の問題であります。この 20 年ほどゆとりと個性をもとに改革が進められてきました。1992 年から学校 5 日制が導入され、2002 年から完全 5 日制となり学習の内容と時間が大幅に削減され、この 2、3 年学力低下論が盛んになり、批判を浴びることになりました。さきの内閣府の学校制度に関する保護者のアンケート調査では、6 割以上が見直すべきであるとの結果に文科省はゆとり教育の抜本的見直しを決め、学力向上を図るための改革を進めようとしております。

ゆとり教育の見直しは、単に学校 5 日制に伴う学習時間の大幅な削減をそのままにして、制度改革が進められている学校選択性の拡大や中・高一貫教育の拡大、学力別学級の促進、大学入学の年齢の撤廃などを進めることによって、学力の低下は阻止できないと思います。

項目だけを見ますと、選択の幅を拡大し、子供の個性や才能を伸ばすことになるとの考えで

すが、裏を返せば教育を能力主義的に再編し、経済力の豊かな家庭の子供を優遇し、子供の生活と学習を能力や環境や保護者の関心によって分断し、差別化していくことになりかねません。つまり生活や教育の基盤が差別的なものに再編し分断されれば子供の生活はばらばらになり、孤立化した個人の集まりでしかないものに編成されていく恐れがあり、その現象は極端かもしませんが、不登校、いじめ、引いては青少年の犯罪、非行、暴力につながっていく要因になるのではないかと思います。

やがて不平等や無関心が当たり前のように正当化され、また弱者や他者に対する思いやりといったものが育たなくなりますし、疎外感やゆがんだ自信や独善的な方向へと進んでいくことになります。したがって、見直し、改革がその内容の具体化に対してどれだけ子供の自発性、自立性と活動の多様性、更には学校や地域の創意工夫が担保されるかということであり、学校は、多様性と個々人の自立性を前提としたものでなければならないでしょうし、家庭や地域社会とともに生活圏の中核的要素でなければなりません。したがって、教育現場である地方の教育委員会及び学校が、ゆとり教育の具体的例、例えばインターンシップを低学年から実施することや総合的な学習を主体性をもって進めるべきであると思いますが、今後の方向性についての考え方を伺いたいと思います。

次に、義務教育費の国庫負担制度の存廃についてであります。

義務教育費国庫負担制度の存廃は、今後の大きな問題であり、その動向を注視していかなければならないと思いますが、現行の国と地方自治体が2分の1ずつ負担する制度により、全国一律に教育の質が保たれ、安定した教育が行われてきたことを考えると、地方分権とは言いながら三位一体改革において義務教育費が一般財源化された場合、現状の教育水準が保たれるのかどうか大きな関心事であります。

過疎地においては、学校の統廃合が余儀なく進められている中で、教育の機会均等の原則が奪われていくことになりかねない現象が起こってくるのではないかと思います。

将来を担う子供たちの教育については、国の重要な施策であり、地方分権、税源移譲という方向で実施されたとしても、義務教育費の高水準の維持が最優先されなければなりません。特に高等教育の教育費の負担が増加していく現状において、経済負担増は少子化傾向に歯止めがかからない1つの要因であると考えます。よって、現状では制度存続の方向ではありますが、今後廃止の方向で論議が進んでくると思われますが、保護者の教育費の負担増を避けるため、また教育の機会均等など重大な問題であり、地方教育行政機関がその点しっかりと取り組み、教育費軽減の方向性を踏まえた教育行政を進めていただきたいと思います。その見通しと今後の対応について、教育委員会としての見解をお伺いいたします。

次に、高校の再編と生徒数確保についてであります。現在第三次教育長期計画や公立高等学校適正配置計画で進められています。適正配置については、平成12年6月に策定された公立高等学校配置の基本方針と見通しの考え方など、現状に合わせた高校配置の方向が進められていくものと思います。その中において、土別市には3つの高等学校があり、地域の高等教育機関

として大きな役割を担っております。しかし、少子化や就学者の減少による再編及び間口減による規模の統合縮小は過疎地域にとっては重大かつ深刻な問題であります。更に通学区域の拡大は、過疎地域では生徒増とはならず、更に厳しい現状になると思われま。今後更に縮小させないために、地元の受け入れはもとより学区外の生徒数確保を図っていくには、特色ある学校づくりが生徒数確保の要因になると思ひます。今後どういふ取り組みをされていかれるのかお伺いをいたしたいと思ひます。

再編協議の中で、過疎地域住民の遠隔地通学における経済的な問題、教育内容充実の問題もあり、いかに対処対応していくのか。更には入り口と出口、特に出口がしっかりとしていなければこれからの生徒数確保は厳しいものと思われま。この火急な問題を今後いかに対応していくのか重ねてお伺いをいたしま。

次に、旧教育施設などの再活用についてであります。

合併後の地域振興の1つとして、体験型や一時滞在型の観光ルートの開発が考えられると思ひます。行財政改革の中で新規事業、特に箱物が多く望めない現状において、旧教育施設を再利用し、観光ルートを開発し、観光拠点をつくることは有効な手段として考えられるのではないでしようか。

例えば、士別市街地から、道道士別滝ノ上線の岩尾内・天塩岳のルートとして、道道付近の兼内小学校、糸魚小学校の一部、旧登和里小学校の校舎を再利用し、地域住民の協力を得て分野別にそれぞれ特色を出してワンポイント的な施設利用を考えていく。また、フットパスを幾つかのルートに設定し、総合的かつ系統的に地域の活用を図り、地域の振興につなげていくといふことはどうか。施設利用についての考え方を伺ひいたしま。

以上、終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 谷口議員の御質問にお答えいたしま。

私から、旧教育施設などの再活用について御答弁を申し上げ、教育問題については教育長の方から答弁をしていただきます。

合併後の地域振興策の1つとして、体験型や一時滞在型の観光ルートの開発に向けて、旧教育施設の再活用についての御提言がございました。

近年余暇時間の増大やゆとりと豊かさを求める志向の高まりの中で、国民の観光形態も見る観光だけではなく、むしろ滞在体験型観光へと広がりを見せるなど、観光ニーズも大きく変わってきている状況にありますことは先刻御承知のとおりであります。しかし、かつての見る観光という限定的な観光志向からでは、道北はあるときには観光の不毛の地とさえ言われたときがあります。道北に住まいする私どもにとりましても、あるいはそんな認識もあつたのではないかと思えるような時代もあつたわけであります。しかし、ただいま申し上げましたような変化をする時代、こうした観光ニーズに対応するためにも、これまで士別においてはサフォーク綿羊、川西の丘などの資源、素材を有効活用した羊毛製品づくりやフットパス及び農作業体験、

さらに朝日町においても岩尾内湖でのカヌーやつり、キャンプなどアウトドアの体験型観光をそれぞれ推進してきたところでもあります。これまでも合併後のまちづくりの展望として、私は朝日の天塩岳や岩尾内湖、そして土別の羊と雲の丘などの壮大なロケーションを背景とした観光の推進について申し上げてきたところでありまして、この地の利を生かした観光のあり方を積極的に考えていくことが極めて大切なことと思っています。

このたび朝日町の7カ所の会場で行政懇談会を開催させていただきましたが、特に朝日の方々の岩尾内湖に寄せる関心の高さ、町内における宿泊施設への期待を改めて実感するとともに、三栄地区を初めとして地域独自の魅力的な取り組みをされていることも新たに認識したところでもあります。この行政懇談会においては、土別の羊に関することも大いにPRをさせていただきましたが、これらの要素が有機的に結びつけば新市の大きな魅力となり得るものと期待を寄せるものであります。

そこで新市の観光ルートを考えるときのワンポイント的な観光施設として、旧教育施設を活用できないかというお話がございました。

旧教育施設は、そのほとんどが国の補助を得て建設をしてきており、土別中学校や糸魚小学校などのように危険校舎と判断され、補助金がかさ上げされる中で建設した場合には、校舎を解体撤去しなければならないわけではありますが、学校統合などによって残された校舎にあってはその再活用として国の承認を受けて教育関連施設である公民館あるいは体験学習施設として利用されています。教育関連施設以外となりますと、最近では児童福祉施設や老人福祉施設など老人施設への転用が認められており、これ以外については補助金の返還や起債の繰り上げ償還などが行われなければならないこととなりますが、また近年では特に特区制度や地域再生事業の活用などで教育関連施設以外への転用も認められるケースも出てきている状況にあります。こうした旧教育施設は町と町を結ぶ中間点や自然に恵まれたのどかな山村地域などに維持する場合がほとんどであり、この点においては観光施設と観光施設をつなぐサブ的な立地条件にあることは議員のお話にもあったとおりでありまして、その利活用を考えていくことは大事なことであります。

一例で申し上げますと、最近では美瑛町のルベンベ地区に俳優の榎木孝明さんの水彩画を展示する西美の杜美術館がオープンをいたしました。この施設も美瑛町の旧西美小学校を活用した施設であります。本市でも、版画家の小池暢子さんが在住していることなどから日本版画協会の移動展がこれまで実施をされてきたわけではありますが、毎年多くの版画家にその都度おいでをいただいておりますが、実はまだ具体化には至ってはおりませんが、そうした中の考え方として協会にたくさん集まってくる版画の収蔵についてはその保管場所に東京では大変苦慮しているところでもあります。さきに御来市の際に土別市の中でこうした場所を確保できないかといったお話もございました。例えば旧兼内小学校を収蔵庫兼展示場として活用することによって土別と朝日をつなぐ中間地として1つの魅力を創出していくことにつながるのではないかと考えてもおりまして、今後このような視点を取り入れながら検

討を深めてまいりたいと考えております。

合併によって本市には森林、山、湖、四季折々に変化する手つかずの自然など豊かな資源が1つの町に備わったわけでもありまして、まさにいやしの大地としてのイメージが強くなったといってもよいかと思えます。今後におきましては、知恵と工夫によってこれらの観光資源を最大限活用した新たな観光の動線づくりが重要であり、旧教育施設も含めて遊休施設の活用も大いに検討していかなければならない課題でもありますので、見て、食べて、体験をすることのできる滞在体験型観光ルートの創造にも一層これから努めてまいらなければならないものと思っております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私から教育問題に関する3点の御質問にお答えします。

最初にゆとり教育の見直しについてであります。御承知のとおり平成8年中央教育審議会におきましてさまざまな社会情勢の変革を受けまして、子供たちにゆとりを確保する中でみずから学び、みずから考える力、豊かな人間性など生きる力の育成について提言されました。更に10年の教育課程審議会答申におきまして、基礎的、基本的な内容の確実な定着や個に応じた指導の一層の工夫改善を図ることが提言されたところでございます。

文部科学省では、これらの提言を受けまして14年度から完全学校週5日制のもと、新学習指導要領が小・中学校で全面実施されたところであります。しかしながら、その後国際的な学力調査、教育課程実施状況調査や各種アンケート調査の結果などから、基礎基本の徹底がおろそかになっているのではないかと指摘がなされたところでございます。このため、15年10月中教審より答申がだされまして、生きる力をはぐくむという学習指導要領の基本的なねらいの重要性を確認した上で、生きる力を知の側面からとらえた確かな学力の育成にかかる具体的な方策提言によりまして、12月に指導要領の一部が改正され、その中で指導要領に示している内容の指導を行った上で子供の実態に応じ指導要領に示されていない内容を指導してもよいということを改めて示したほか、総合的な学習の時間をそれぞれの教科と関連づけ、各学校に目標や内容を示す全体計画を策定することや学校で指導に必要な時間をきちんと確保することが示されまして、各学校ではこれを受け、創意工夫を凝らし子供たちの実態に応じた自発性、自立性を生かしながらその対応をとっているところでございます。

また、本年10月、中教審から新しい時代の義務教育を創造すると題した答申がまとめられまして、これからの新しい義務教育の姿として子供たちがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、保護者や地域も加わって学校がいきいきと活気ある活動を展開する、そのような姿の学校を実現することが改革の目標であるとうたわれたところであります。

その中で学校は目指す教育の目標をこれまで以上に明確に示すとともに、教育を提供する側からの発想ではなく教育を受ける側からである保護者や子供の求める質の高い教育の場となる

必要がありました。教育現場の意識改革がそのかぎを握っているとされ、ゆとりの中で生きる力をはぐくむことを理念とした現指導要領も3年以上が経過をしております、そのねらいについて検証していく必要があるともされております。

このため指導要領に置いて、各教科の到達目標を明確に示すことや学習評価についても目標に照らして子供たちのより確実な習得に資するよう具体的な評価のあり方について検討が必要とされております。この中で総合的な学習の時間につきましても、意識調査の結果によりまずと全体として評価は高いものの小学校と中学校とでは教師、保護者、子供の意識評価に差があることが明らかになったとし、このため学習が効果的に行われるよう学校に対する支援を充実するほか、学校外の人材の協力や地域との関係が更に重要であると述べられております。また、小・中、高等学校の各段階に応じて子供の自立性、自発性を育成するための自然体験や職場体験、就業体験でありますインターンシップ、奉仕体験などの体験活動を計画的、体系的に推進する必要があり、苦労して成果を上げる体験の意義は大きく、更に少子化の中で兄弟姉妹の少なくなっている子供たちが、年齢や学年を超えて交流する機会や自然の中で長期集団宿泊体験の機会を拡大することが必要と提起されております。

この答申を受けまして、今後国がどのような具体化を図るか、まだまだ不透明ではございますが、教育委員会といたしましても基礎基本の確実な定着をさせる教育を基本としながら、お話にありましたインターンシップを低学年から実施することにつきましても現在ニートやフリーターの問題が指摘されている中、望ましい勤労観、職業観の育成について早い時期からの実施が求められておりました、市内の各学校において学校や地域の実情においた中で執り行われております。特に中学校の中では、1学年に進路学習の一貫として自分の興味関心ある職場へ直接出向いて調べ学習を行い、その成果を発表したり、2年時には1日日程で実際に職場体験を行い、働く人々に直接触れることにより、より深く理解するため本年度は20事業所を訪問し、3年時では職業講話を行い職業選択の考え方、働くことの喜びや苦労についてお話をいただくなど自己の職業選択についてたくましく切り開いていこうとする意欲や態度、目的意識などを培おうと行っているところであります。

また、総合的な学習の時間につきましても、市独自に移行開始の12年度から各学校で使用する活動費や講師謝礼など積極的に予算づけを行ってきたところであり、更に社会研究会議や学社融合推進委員会を通じて博物館、図書館など社会教育機関が事業に協力し、講師の派遣について連絡調整を行うなど支援に努めているところでありますが、今後も学校の主体性、創造性を生かし総合的な学習の時間に努めてまいりたいと存じます。

今後におきましても、子供たちに豊かな心、健やかな体、そして確かな学力を培い真の生きる力の育成につながるよう各学校、地域、社会、家庭との連携を強め支援策を講じてまいりたいと存じております。

次に、義務教育国庫負担制度の今後の見通しと対応についての御質問でございます。

まず、この制度は義務教育の根幹であります機会均等、水準確保、無償制など国が責任をも

って支える制度として創設されたものであります。そのため、義務教育である小・中学校は市町村が設置、運営するものでございますが、規模の小さな市町村では必要な教職員を確保することが難しいことから都道府県が教職員を採用し、その給与費を負担するものとし、更にどの都道府県でも財政状況如何にかかわらず一定の水準の教育が受けられるよう法律によって学級編成の標準が定められ、学級数に基づいて必要な教職員定数が算定し、その給与費の2分の1を国が負担するという制度でございます。

このような中、御案内のとおり平成15年6月いわゆる骨太方針第3弾の中で義務教育費国庫負担金について一般財源化について所要の検討を行うとされ、更に地方6団体からの具体的な案も提示され、検討がされてきたところであります。昨年11月三位一体の改革の政府与党合意の中で17年度は暫定措置として4,250億円を一般財源化し、制度の存続など義務教育の根幹については17年秋まで中央教育審議会の答申を待って結論を得るとなっております。

このことにつきましては、全道、全国の都市教育長会議でも何度か議論が行われてまいりましたが、この制度は義務教育の全国的な教育水準の維持向上のための根幹の制度として現在まで極めて大きな役割を果たしてきたものであり、もしこの補助金が一般財源化されますとこれに見合う税源移譲がなされたとしても地方の税収格差により都道府県により大きな差が出るのではないかと。確実に義務教育費に当てられる保証があるのか。また、地方交付税により調整するというが、地方交付税自体が大幅な削減を予定する中で可能なのか。地方の自由度は増すものの、地方間の格差が広がるのではないかと、多くの事態が危惧されてきて、今後ともこの制度の堅持について各教育関係団体とともに歩調を合わせて強く訴えてきたところであります。

また、文部科学省におきましても、義務教育に必要な財源を確実に保証しつつ、地方の自由度を拡大するため総額裁量性を導入するなど制度の改革に努めてきたところであります。

このような中、義務教育のあり方について集中的審議をするため中教審は、2月に総会直属の部会として義務教育特別部会を設置し、以来8カ月にわたる特別部会総会での審議を得て、去る10月26日新しい時代の義務教育を創造するとして答申を異例の採択という形ではありましたが取りまとめられたところでございます。

この答申におきまして、現在は変革の時代であり、混迷の時代であり、国際競争の時代である。このようなときこそ義務教育の役割は重いとの見解から、国はその責任として根幹を保証しなければならないとし、義務教育費の費用負担のあり方については現行負担率2分の1という国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後とも維持されるべきである。その上で地方の裁量を拡大するための総額裁量性の一層の改善を求めたいとの提言をされたところであります。

また、国、都道府県、市町村の役割の明確化として、国は義務教育の根幹保障の責任を、都道府県は広域調整の責任を十分果たした上で、市町村、学校が義務教育を実施主体として、より大きな権限と責任を担うシステムに改革する必要があるとしまして、具体的には教職員人事権の市町村への移譲、学校と市町村教育委員会への学級編成にかかる権限の責任の拡大などが提言されているところであります。

この答申を基調にいたしまして、中学校部分だけ一般財源化する、また小中一体として国の負担率を3分の1にするなどの案が出されまして、政府内において検討されてきたところではありますが、御承知のとおり10月30日全体の負担割合を2分の1から3分の1に引き下げることで決着がついたところでございます。

このことによりまして、負担率の引き下げとはなりましたが、義務教育の根幹を維持し、国庫負担制度を堅持すると明記され、決定されたところであります。ただ、しかしながら、同時に義務教育や高等教育のあり方、国・道・市町村の役割については引き続き検討するということが盛り込まれておりますので、この措置が恒久的なものか明確でない点の課題もございまして、今後とも都市教育長協議会などを通じて対応をとってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、義務教育は国民一人一人の幸せな人生の実現の根幹でございまして、国や社会の発展の基礎でありますので、憲法で保障されております義務教育の根幹である機会均等、水準維持、無償制の原則が維持されるとともに、地方や学校の自主性、自立性が確立され、教育の充実と円滑な推進に結びつく改革となることを願い推移を見守ってまいりたいと存じております。

次に、高校の再編と生徒数確保についてのお尋ねがございました。

最初に、これまでの経緯について触れさせていただきますと、北海道教育委員会が平成12年6月に策定した公立高等学校配置基本指針と見通しの中では、士別市ほか3町による第4学区において14年度に1間口の減、16年度から19年度の4年間で1間口の減、更に19年まで士別市内の再編について検討が必要といった基本方針が示されたところでありまして、これを受けましていち早く士別市高等教育検討委員会を設置し、対応を図ってまいりました。

しかしながら、14年には3間口ありました士別商業高等学校の1間口が削減されまして、15年に道教委から出されました19年までの長期計画の中で、16年度に更に士別市内で1間口の減、19年までに士別市内の再編について再度見解が示されたことによりまして15年4月検討委員会を再設置し、市内高校の将来展望について検討する一方、道教委に対し16年度の間口減に対する延期を要請し、今日まで現状維持を図ってまいりました。

更に16年3月に出されましたこの検討委員会の報告をもとに、5月に市内高校の将来像についての具体的な協議を進めるため学校関係者にPTA、同窓会、労農商工代表、行政、学識者を加えた高校教育拡大検討委員会を設置いたし、前の検討委員会の答申、各種資料に基づき情勢の変化を勘案しながら慎重かつ精力的にこの問題について検討を進めてきたところであります。この拡大検討委員会の答申が17年2月に出されまして、上川北学区の中卒者の減少傾向を見たとき、士別市内の統合再編が避けられないとするならば再編やむなしとの結論に達し、再編に当たってはこれまで培われてきた両校の伝統ある教育実績及び地域での人材育成の視点から普通科と商業に関する小学科を併設する、普・職併合型による再編が望ましいとの結論に至ったところでございます。

また、道立高校全日制普通科の通学区域の改正が17年4月から実施されましたことにより、

士別を含む旧上川第4学区と名寄市を含む旧上川第5学区が統合され上川北学区となり、学区外就学枠もこれまでの5%から10%に変更されたことによりまして、旭川市などへの全日制普通科への高校進学も拡大され、もちろん他管内からの流入もありますが士別管内からの流出も懸念されるといった新たな課題が生じたところであります。

道教委によりまして、昭和63年の中学卒業者は9万2,220人でありましたが、平成23年には5万人を切ることが予想され、その後も減少傾向は続く見込みとなっており、また士別市内の中卒者も今年17年には228人、これは朝日中学も含んでおりますが、19年には198人まで減少する見込みとなっております。加えて和寒、剣淵高校を含め5校の収容定員360名に対し、旧第4学区の中卒者は271名となりまして、全員が地元の高校に進学したとしても実際には単純計算にはなりません、およそ90人の定員割れを起こす状況となっております。

このような状況の中で、道教委として20年からの新たな適正配置の長期計画の策定を進めておりますが、19年までの計画を推し進めるために数字の実態から士別市内の高校の再編を急ぐよう迫られていることも事実でありまして、本年5月に士別市内の1間口減の提示があったため、地元としてはどちらの高校が間口減になっても非常に影響が大きいことから数回にわたる協議の中で道教委に強く要請いたし、来年度の間口減を回避してきた経緯もございます。

議員お話しのように、特に過疎地域におきましては通学区域の拡大による遠距離通学費の経済的な問題や、生徒数の確保といった課題も多く、管外に流出することなく特色ある学校づくりによる安定した生徒数確保を図っていく必要性が求められております。

士別市内の3高等学校ではこれまでそれぞれの特色ある学校づくりを進めておりまして、士別高校では管内における伝統ある進学校としての実績を持ち、今後も進学を中心とした教育の充実が一層期待されており、士別商業高校においては特色ある商業教育を進める中、多くの有能な職業人を育成し、地域経済に貢献してきたところであり、東高校においては今回の再編の対象となっておりますが、北学区唯一の定時制高校としてゆとり教育を理念に福祉を取り込んでの人間教育を進めてきております。しかしながら、中卒者の減少により3高校とも安定した生徒数の確保には至っておらず、これまでも道立高校両校においては各中学校において出向き進路説明会を開催するなど生徒確保についての努力をいたしているところであります。

こうした中、直近の情報として11月30日に道教委から高等学校適正配置長期計画に基づき19年4月1日から士別高校と士別商業高校の再編を行いたい旨の連絡があり、再編等の具体的な内容については道教委が地元に出向き説明したいとの申し出がありましたので、12月中旬に近隣の行政、学校、PTA等の関係者を参集する中で説明会を開催し、意見交換や要請の場を設定したいと考えているところであります。

高校教育を取り巻く情勢は少子化時代でありまして公立、私立問わず大変厳しい状況にありますが、高校再編が避けられない状況になりまして道教委に対し地域の実情や影響等も粘り強く理解を求めながらそれぞれの学校が持つ特色や長所が維持され、地域の期待にこたえられる魅力ある高校教育の実現を目指しまして取り組んでいく所存でありますので、御理解を賜り

たいと存じます。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 3時27分散会）